

奈良市社会的養育推進計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

令和7(2025)年3月

奈良市

奈良市社会的養育推進計画 目次

第1章	社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	1
第2章	本市における社会的養育の現状	7
第3章	本市の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組	20
第4章	支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	26
第5章	各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	29
第6章	当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）	36
第7章	代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組	56
第8章	里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	61
第9章	一時保護改革に向けた取組	69
第10章	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	78
第11章	社会的養護自立支援の推進に向けた取組	81
第12章	児童相談所の強化等に向けた取組	90
第13章	障害児入所施設における支援	94
別冊	資料編	

第1章 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

1 計画策定の基本的考え方

(1) 策定の経過と計画の趣旨

令和4年の児童福祉法改正では、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するために、こども家庭センターの設置の努力義務や子どもの権利擁護に関する規定等が定められました。

また、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書（令和4年2月）においては、都道府県社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画として、整備状況の一層の「見える化」を図ること等が指摘されました。

令和6年3月には、次期社会的養育推進計画の策定にむけて、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（以下、「策定要領」という。）が示されました。基本的には各都道府県において策定するとされていますが、児童相談所設置市（児童相談所を開設した特別区を含む）においても、本計画を策定できることとされています。

策定要領の中では、里親等委託率（乳児院及び児童養護施設に入所措置されている子ども及び里親及びファミリーホーム<以下、原則、「FH」という。>に委託されている子どもの合計数に占める里親及びFHに委託されている子ども数の割合をいう。以下同じ。）の状況について、遅くとも令和11年度までに、全ての都道府県において、乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現するための取組を推進することなどが記載されています。

本市におきましては、令和4年4月に児童相談所を開設し、家庭への養育支援から代替養育までを通じた社会的養育の体制整備に一貫して取り組んでいることから、児童相談所設置市として、策定要領を踏まえ、本市におけるこれまでの取組を見直しつつ、子どもの最大の利益を実現するために、「奈良市社会的養育推進計画」を策定しました。

【表 社会的養育推進計画策定に至る国の取組の経過】

平成28年度	【国】「児童福祉法」改正 ・「子どもが権利の主体である」「家庭養育優先原則」の理念が明記
平成29年度	【国】新たな社会的養育の在り方に関する検討会において、「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられ、公表された。 ・児童福祉法改正の理念を具体化するため、「社会的養育の課題と将来像」を全面的に見直し ・平成28年の「改正児童福祉法の原則」を実現するための主な改革項目が示された。

平成 30 年度	<p>【国】平成 30 年 7 月、「都道府県社会的養育推進計画の策定について」 発出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県社会的養育推進計画策定要領の提示
令和元年度	<p>【県】令和 2 年 3 月、奈良県社会的養育推進計画が策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 11 年度を終期とし「令和 2～6 年度」「令和 7～11 年度」の各 期に区分
令和 3 年度	<p>【国】社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のた めの計画とすべきこと等を指摘
令和 4 年度	<p>【国】児童福祉法改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利 擁護が図られた児童福祉施策を推進
令和 5 年度	<p>【国】令和 6 年 3 月、「都道府県社会的養育推進計画の策定につ いて」発出 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和 7 年度～令和 11 年度」を計画期間として、令和 6 年度中 の策定にむけて、都道府県社会的養育推進計画策定要領の提示

(2) 第 5 次総合計画と児童相談所の基本方針について

本市は、令和 4 年 3 月に第 5 次総合計画を策定し、「2031 年のまちの姿」である『わたし』からはじめる『わたしたち』のまち なら」をめざして、その実現に向けた 4 つの「まちの方向性」やそれを実現するための「互いのつながりを大切にし、今と未来をともに作り出せるまち」という基本姿勢を踏まえて、それぞれの施策を推進しています。

4 つの「まちの方向性」の 1 つの方向性が「誰もが子育てに関わり多様な生き方を認めあうまち」であり、まちの未来を担う子どもの成長に地域全体に関わり、また人々の多様性を尊重しようという思いが込められています。

この方向性を実現していくための各分野での様々な取組の中でも、4 つの分野を「重点分野」として力を入れて取り組んでおり、その重点分野の 1 つが「未来を育てる(子育て支援)」です。

子どもの成長を支え、安心して子育てができる環境を整えるため、出産前から子育て期に至るまでの長期にわたり、切れ目のない支援を提供し、地域の誰もが子育てに関われる体制を整えていくとともに、生活困窮や虐待など、困難な状況にある子どもを早期に発見し、状況の改善を支援することを目指しています。

また、令和4年4月の児童相談所の開設にあたり、以下の4つの基本方針を定めました。

- 妊娠期から切れ目のない子ども・家庭への総合的な支援体制の拠点を目指す
関係機関との連携により、妊娠期から子ども・家庭へ切れ目のない支援等を行い、早期からの子育ての悩みや不安に継続的に対応します。
- 子どもの健やかな成長と子どもの安心・安全の確保を目指す
子どもを児童虐待や非行等から守り、子どもの安心と安全の確保を最優先にした支援体制を目指します。
- 児童虐待による重症事例の発生ゼロを目指す
子どもや家庭の状況から虐待等のリスクを早期に把握し、支援を行うことにより虐待の未然防止、重症化予防に取り組めます。
- 地域社会全体で子どもや家庭を支える環境を目指す
虐待や貧困など子どもや家庭のかかえる問題を解決するため、子育て支援に関わるあらゆる社会資源を活用し、子育てがしやすい環境づくりを目指します。また、さまざまな事情で子どもがその家庭で暮らせなくなった場合に、子どもを守る社会的養護を充実させるため、里親家庭を地域全体で支えられる体制を整えます。

(3) 基本的考え方

平成28年の児童福祉法等の改正によって、児童福祉法第1条においては、すべての児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有する「権利主体」であることが明確化されました。子どもは保護の対象者として成長過程において、特別な保護や配慮が必要な存在であるとともに、個人としての人格や意志があり、自らの権利を行使できる存在です。

また、第3条の2においては、国や地方公共団体は、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援することとされました。

しかしながら、子ども及びその保護者の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、子どもを家庭において養育することが困難又は適当でない場合は、子どもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるように、また、それも難しければ児童ができる限り「良好な家庭的環境」で養育されるように、必要な措置を講じなければなりません。

本市の子どもセンターは、児童相談所としての機能や要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の事務局としての機能とともに、本市のこども家庭センターとしての機能の一部を有しています。

こうしたメリットを活かして、児童相談所部門、児童福祉部門が連携して、レスパイトなどを目的とした子育て短期支援事業や家事等を支援する子育て世帯訪問支援事業、養育に不安のある家庭へ定期的に訪問する養育支援事業などの支援により、家庭において心身ともに健やかに養育されるための家庭支援を最大限行います。

そうした中でも、子どもを家庭において養育することが困難又は適当でない場合、子どもの意見を聴取した上で、いわゆる代替養育が必要な子どもに対しては、里親やFH、施設等（乳児院、児童養護施設等）のそれぞれの特性を活かしながら、子どもの最善の利益を確保する支援を行います。

また、施設等退所後の社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった方などに対して、必要な支援を行います。

一方で、子どもへの支援とともに、子どもが家庭において養育されるよう家庭への支援をできる限り行いますが、必要に応じて、永続的に同じ家族のもとで育つ子どもの権利を保障するために、特別養子縁組等の検討を行います。

以上のいずれの場面においても、子どもは保護の対象者であるとともに権利の主体者であり、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障をするという理念をもとに、健やかに子どもが成長し自立できるよう、社会的養育を推進していきます。

（４）意見聴取について

本計画の策定にあたっては、社会的養育推進計画策定懇話会を5回にわたり開催し、各専門的分野の方や社会的養育の経験者の方に参加いただき、幅広い意見聴取を行いました。

また、当事者である子どもや社会的養護経験者の意見を最大限に反映させるため、奈良県と共同による施設や里親宅などで生活している児童に対するアンケート調査やインタビュー調査とともに、本市の社会的養護の経験者の方へのアンケート調査を実施し、意見聴取を行いました。

加えて、パブリックコメントを令和7年1月15日から2月14日にかけて、実施しました。

2 計画の内容

本計画は、以上を踏まえ、現状を分析し、子どもの最善の利益の実現を目指して、次の項目について、記載しました。

- ① 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- ② 本市における社会的養育の現状
- ③ 本市の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- ④ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- ⑤ 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- ⑥ 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
- ⑦ 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組
- ⑧ 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- ⑨ 一時保護改革に向けた取組
- ⑩ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ⑪ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ⑫ 児童相談所の強化等に向けた取組
- ⑬ 障害児入所施設における支援

なお、策定要領にある「市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組」については、「③本市の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組」として、児童相談所部門と関係する児童福祉部門の施策の状況を中心に内容を記載します。

3 計画の期間と見直し時期

計画期間は令和11年度を終期として、令和7年度から令和11年度の5年間とします。今後は、毎年度、評価のための指標等により、計画の進捗を自己点検・評価し、社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会に報告し、明らかになった課題等については、速やかに見直します。

4 他の計画との関係

本市においては、児童相談所部門、児童福祉部門、母子保健部門が密に連携しており、そうした連携の内容を踏まえるとともに、計画の内容については、第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン等と整合を図っています。

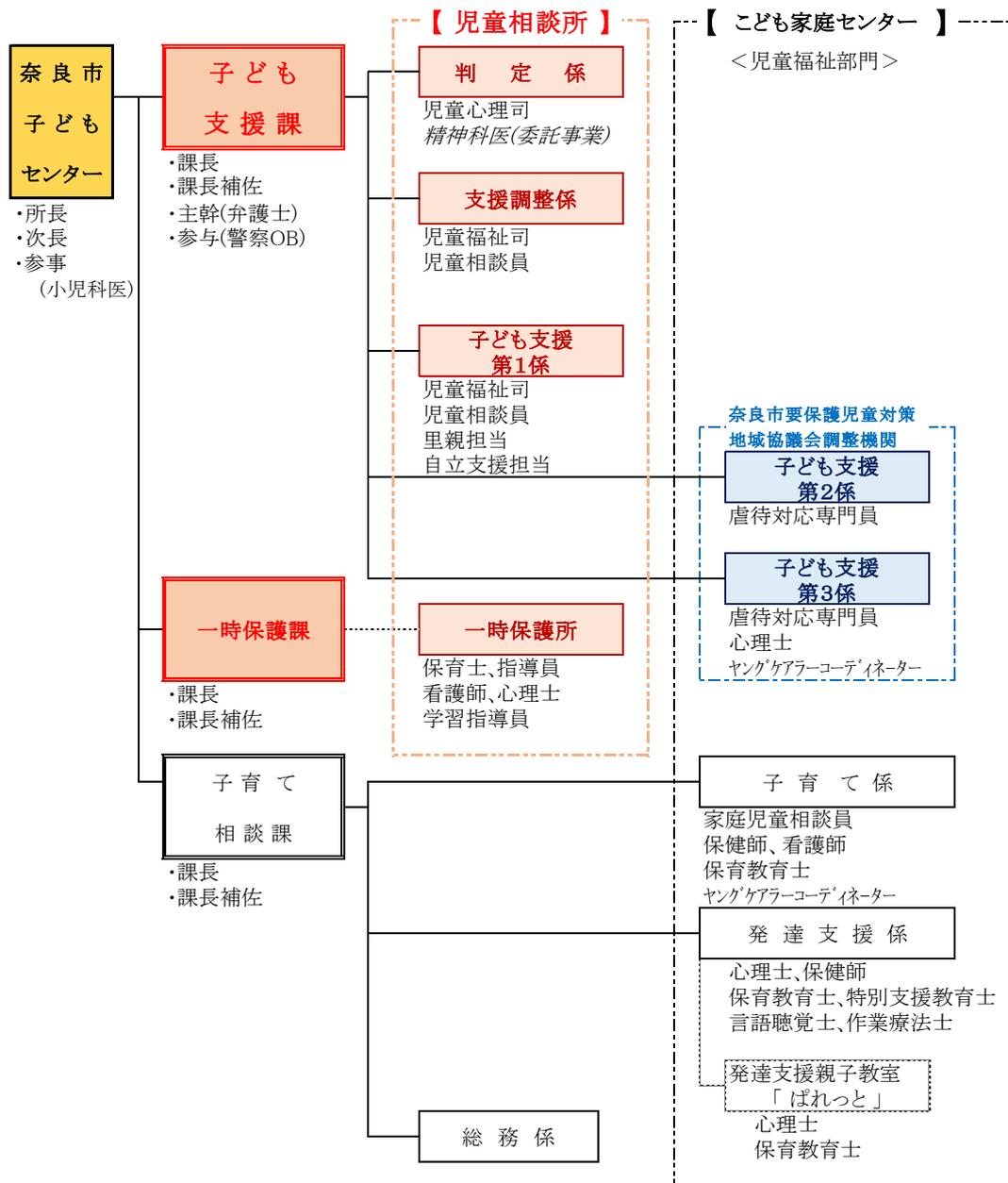
第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプランでは、基本理念を「すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って成長することができるまち なら」とし、以下の4つを基本方針としました。

- 1 「こどもまんなか社会」の実現に向けたまちづくり
- 2 切れ目ない育ちを支えるまちづくり
- 3 様々な状況にある子どもや子育て家庭を支えるまちづくり
- 4 地域全体で子育て家庭を見守るまちづくり

基本方針3「様々な状況にある子どもや子育て家庭を支えるまちづくり」の施策体系では、基本目標の1つに「特別な配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援の充実」を設定し、その施策の方向性として、「児童虐待の防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援」を位置付けています。

(参考)

◇奈良市子どもセンター(令和6年4月1日現在)



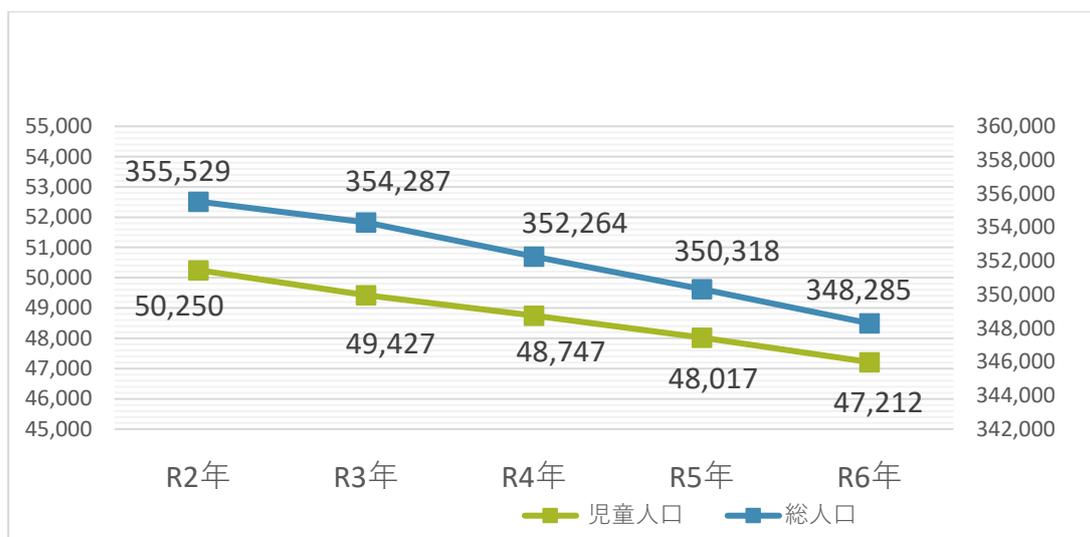
第2章 本市における社会的養育の現状

1 本市の人口

(1) 本市の人口の推移

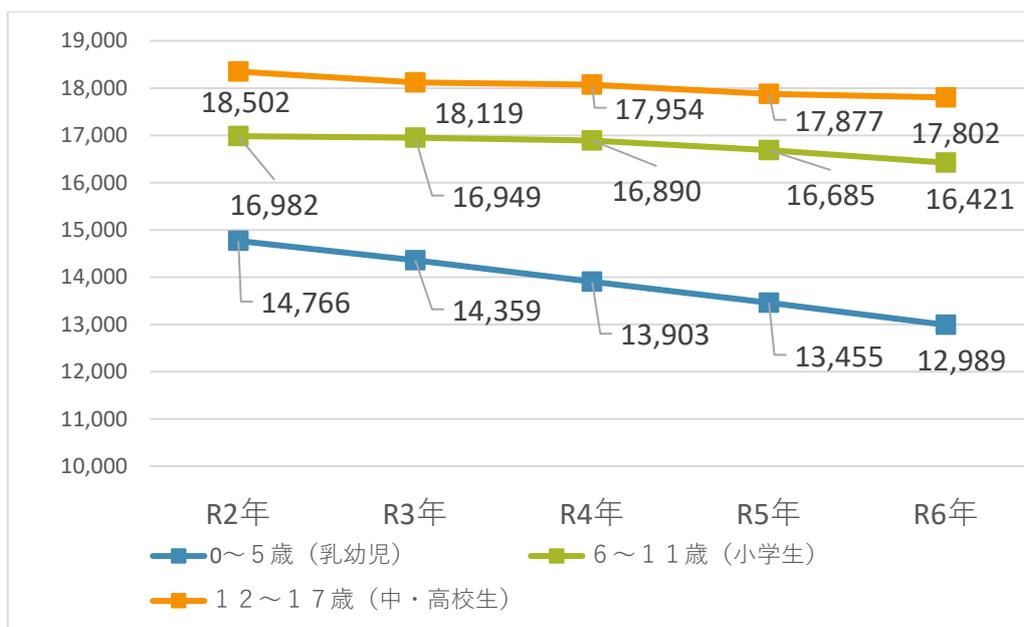
本市の人口・児童人口はともに減少傾向にあります。年代別にみると0～5歳人口の減少が顕著です。

【表 本市の総人口と児童人口の推移（各年4月1日時点）】 (単位：人)



(注)「児童人口」は、各年の18歳未満の人口。住民基本台帳から算出。

【表 0～5歳、6～11歳、12～17歳の子ども人口】 (単位：人)



<令和2年から令和6年にかけての人口の増減>

- 総人口・・・7,244人減、 2%減
- 0～5歳人口・・・1,777人減、 12%減
- 6～11歳人口・・・ 561人減、 3.3%減
- 12～17歳人口・・・ 700人減、 3.8%減

(2)市の年次別出生数と合計特殊出生率の推移

● 出生数、合計特殊出生率ともに減少しており、合計特殊出生率は、R2～R4の3年間は1.19から1.20です。

● 出生数：2,632人（平成25年）⇒1,963人（令和4年）

● 合計特殊出生率：1.26（平成25年）⇒1.20（令和4年）

【表 年次別出生数と合計特殊出生率の推移】



2 本市の児童虐待相談対応件数

- 本市の児童虐待相談対応件数は、令和5年度は平成25年度と比べると、3.6倍になっています。
- 事由は、心理的虐待が約半数を占めています。
- 要対協の管理ケースは、令和6年4月1日時点で、1,419件です。

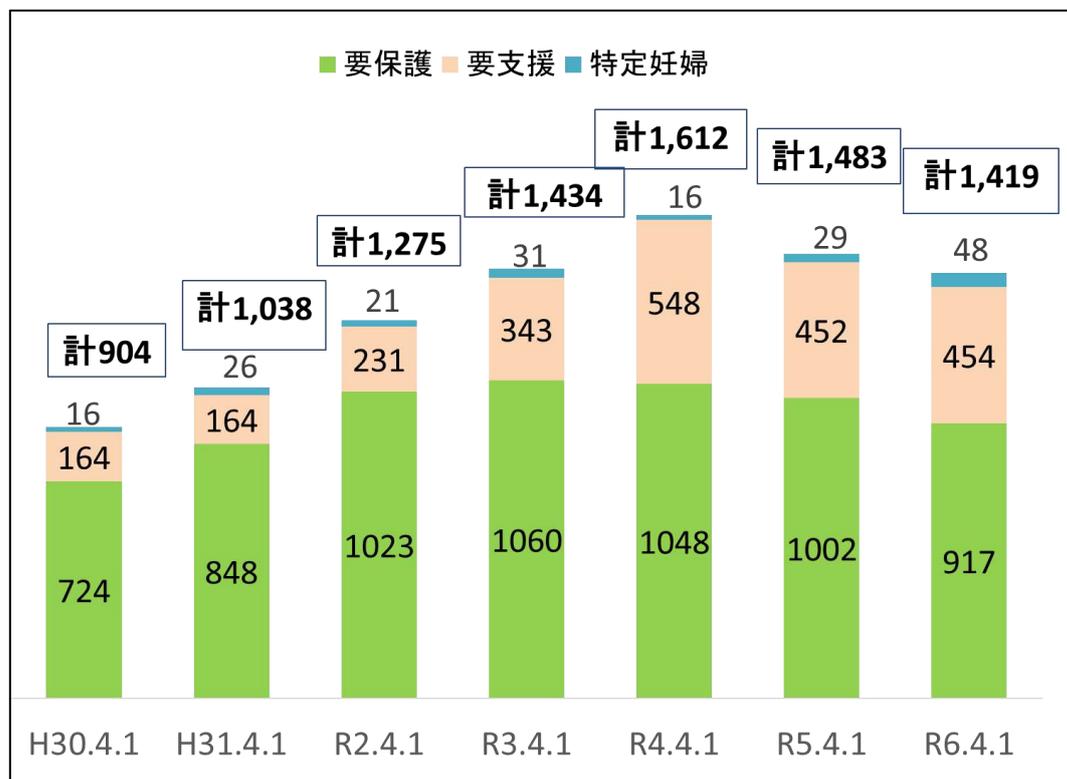
【表 児童虐待相談対応件数の年次推移】

(単位：件)

種別	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
身体的虐待	112	151	120	116	120	173	178	160	177	191	259	257	311	456
ネグレクト	66	63	123	143	175	179	247	244	247	281	293	263	289	383
心理的虐待	98	119	177	191	250	273	418	409	429	448	538	570	635	801
性的虐待	1	5	5	4	4	2	3	4	9	4	7	6	3	5
合計	277	338	425	454	549	627	846	817	862	924	1097	1096	1238	1645

【表 要保護児童対策地域協議会 管理ケース数】

(単位：人)

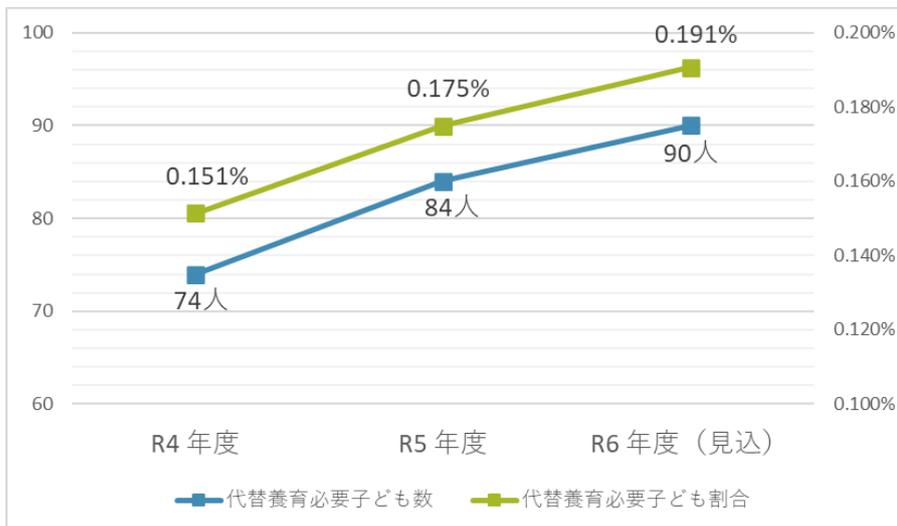


3 代替養育を必要とする子どもの現状

(1) 代替養育を必要とする子ども数の推移

- 本市における児童人口に占める代替養育を必要とする子どもの割合は年々増加しています。
- 令和6年度の代替養育を必要とする子ども数の見込み（「以下、原則、「代替養育必要子ども数」という。」）（令和6年9月1日までの各月初日在籍児童数平均値）は、令和4年度（各月初日の在籍者数の平均値）に比べて、16人増加しています。

【表 児童人口に占める代替養育必要子ども数の割合】



(注1) 「児童人口」は、各年度の4月1日時点の18歳未満人口。

(注2) 「代替養育必要子ども数」は、乳児院、児童養護施設、里親、FHのグループと障害児入所施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホームの令和4年度、令和5年度は各月初日の在籍者数の平均値、令和6年度は9月までの各月初日在籍者数の平均値を算出。

(2) 一時保護児童の推移

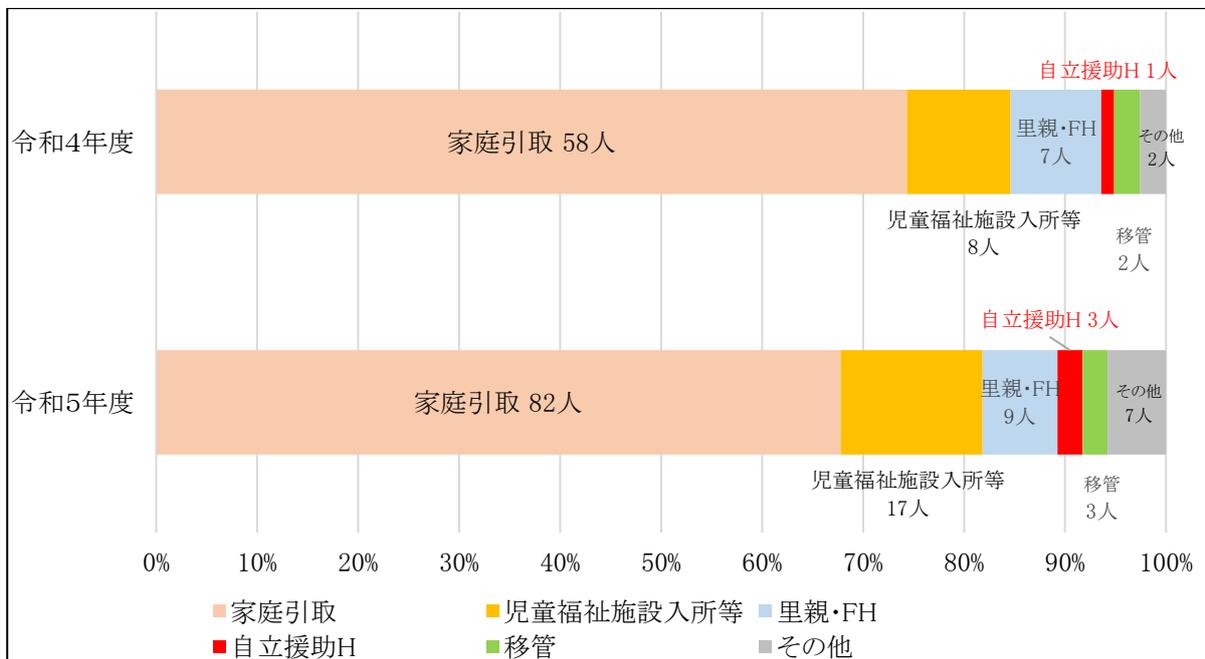
- 令和5年度で本市の一時保護所に在籍した子ども及び乳児院・児童養護施設等に一時保護を委託した子どもは合わせて、129人です。
- 一時保護解除数は121人で、一時保護解除後は、家庭引き取りが82人で67.8%、里親委託・施設入所等の親子分離が29人で24%となっています。

【表 一時保護児童数の推移】



(注) 平成 30 年度から令和 3 年度までの子どもの数は、奈良県中央こども家庭相談センターで一時保護した奈良市の子どもの数です。

【表 一時保護解除後の援助種別割合】



4 社会的養育の現状

(1) 県内の代替養育施設等の現状

本市では、FH<ファミリーホーム>や自立援助ホームなどがありますが、市内に乳児院、児童養護施設、地域小規模児童養護施設、里親支援センター、児童家庭支援センターはありません。

【表 県内における代替養育施設等の設置状況】（令和7年1月1日時点）

施設等の種類	県内施設数	うち市内施設数
乳児院	2	0
児童養護施設	6	0
地域小規模児童養護施設	5	0
小規模住居型児童養育事業 (FH<ファミリーホーム>)	7	1
児童自立生活援助事業所Ⅰ型 (自立援助ホーム)	4	4
母子生活支援施設	3	1
児童自立支援施設	1	1
指定障害児入所施設	8	5
里親支援センター	1	0
児童家庭支援センター	2	0

(注)「社会的養育」とは、子ども家庭への養育支援から「社会的養護」を含め、すべての子どもを社会が保護者（家庭）とともに責任を持ち養育することをいいます。

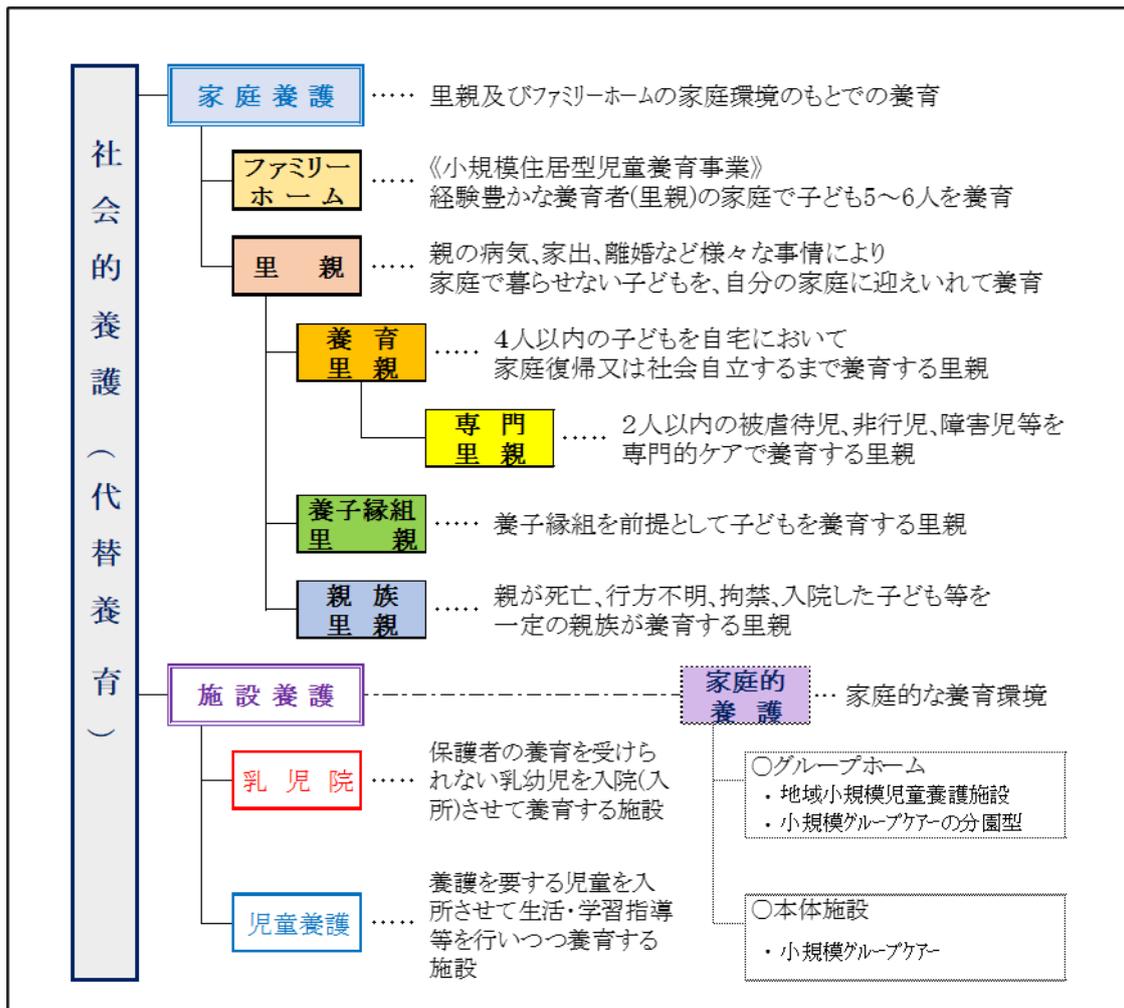
なお、「社会的養護」とは、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものです。

(参考)

【表 社会的養護の概要①】

施設等の種類	種類
乳児院	保護者のいない児童、虐待されている児童、その他の要因で養護を要する乳児を入所させて養育し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
児童養護施設	保護者のいない児童、虐待されている児童、その他の要因で養護を要する児童を入所させて養護し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。
地域小規模児童養護施設	地域の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施することにより、子どもの社会的自立のための援助を行うことを目的とする施設。運営主体はすでに本体施設（児童養護施設）を運営している地方公共団体及び社会福祉法人等。
母子生活支援施設	母子生活支援施設は母子を分離せずに入所させることにより家庭養育の支援を実施する施設
児童自立支援施設	犯罪などの不良行為をしたりするおそれがある児童や、家庭環境等から生活指導を要する児童を入所または通所させ、必要な指導を行って自立を支援する。退所後の児童に対しても必要な相談や援助を行う。
指定障害児入所施設	福祉型・医療型の2種類のタイプあり、食事・排泄・入浴などの介護サービスのほか、相談支援、障害の特性に合わせた機能訓練、レクリエーションなどの社会活動参加支援、コミュニケーション支援といったサービスが提供されるほか、医療型では看護に相当する支援も合わせて提供される。
小規模住居型児童養育事業 (FH<ファミリーホーム>)	児童養護施設、里親制度と並ぶ新しい児童養護の形態として、平成21年度から制度化された事業。親となる養育者を3人以上置いて運営することが条件で、養育者の住居において、定員5～6人の児童を養育する。
児童自立生活援助事業	義務教育終了後、児童養護施設等を退所した子ども等が共同生活を行い、社会的自立に向けて日常生活の援助、生活指導及び就業の支援等を行う。I型からIII型までである。

【表 社会的養護の概要②】

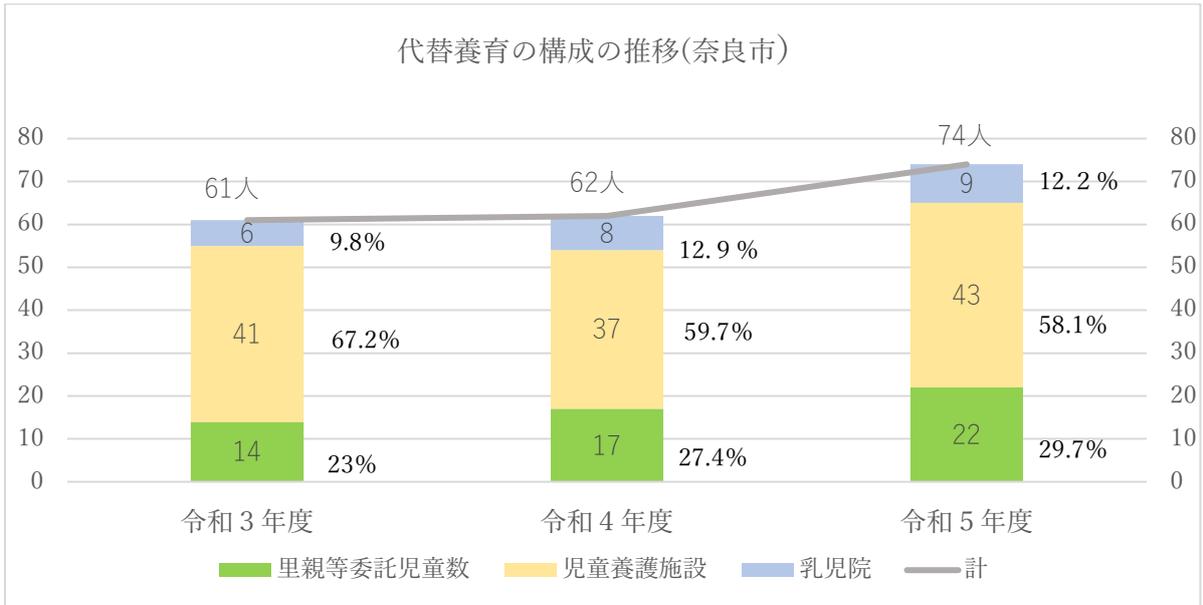


(2) 全国及び市内の代替養育の現状

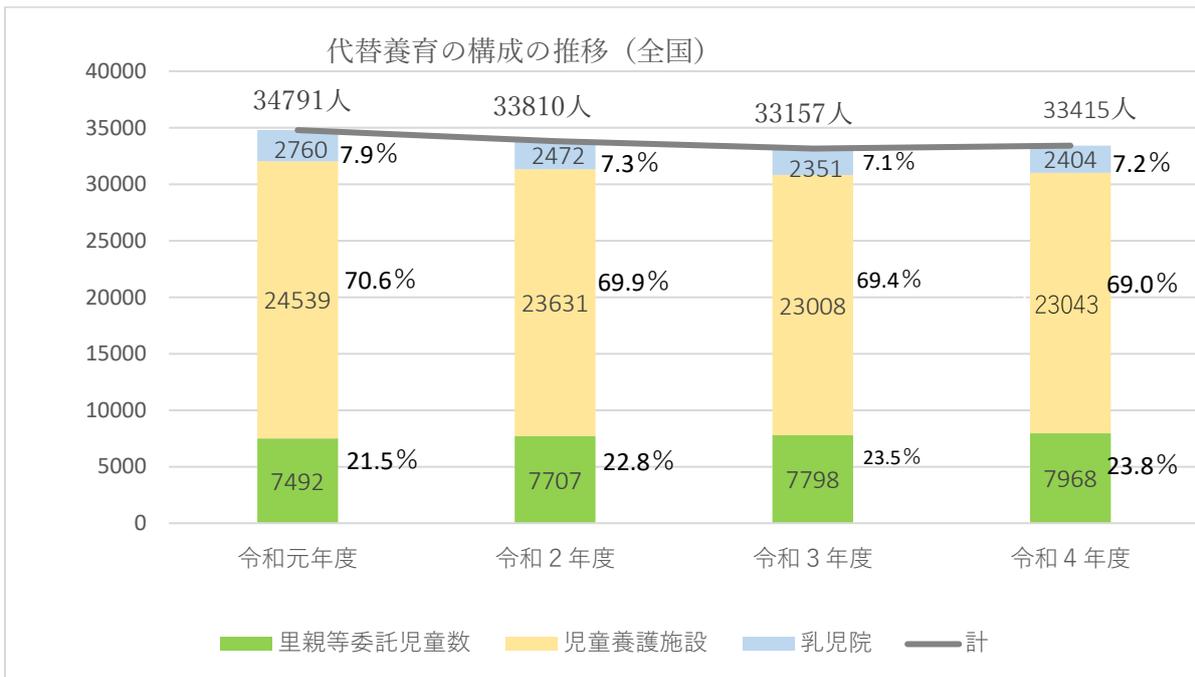
① 代替養育の構成の推移

- 令和5年度末の児童相談所部門が行った措置により、本市の代替養育を受けた子どもの内、70.3%は乳児院や児童養護施設で生活しています。全国における乳児院や児童養護施設の措置児童数は令和4年度で、76.2%です。
- 乳児院の入所児童数の割合は令和4、5年度ともに12%台で、全国の7%台に比べて高い状況です。
- 本市の児童養護施設への措置入所児童数は、全体に占める割合は減っているのに対して、里親等委託児童数は増えています。

【表 代替養育の構成の推移<里親等委託、児童養護施設、乳児院への措置児童数>】



(注) 厚生労働省「福祉行政報告例(各年度末時点)」より作成。
R3年度は、奈良県中央こども家庭相談センターでの奈良市該当分。



(注) 厚生労働省「福祉行政報告例(各年度末時点)」より作成。

②里親登録・委託の状況

- 養育里親の登録が最も多く、次いで養子縁組里親が多くなっています。
- 養子縁組里親は令和5年度の登録数は、令和2年度の約2.4倍です。
- 専門里親の登録数は1組で、委託数は1～2人です。

【表 里親の登録状況】

(単位：組)

種類	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
養育里親	12	17	23	26
養子縁組里親	8	12	16	19
専門里親	1	1	1	1
親族里親	4	3	3	3

(注1) 各年度末の数値(厚生労働省「福祉行政報告例」による)。

R2年度、R3年度は、奈良県中央こども家庭相談センターでの奈良市該当分。

(注2) 専門里親は養育里親を兼ねています。

【表 里親委託児童数の状況】

(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養育里親	6	6	10
養子縁組里親	0	0	0
専門里親	1	2	1
親族里親	3	3	3
小計	10	11	14
ファミリーホーム	4	6	8
計	14	17	22

(注) 各年度末の数値(厚生労働省「福祉行政報告例」による)。

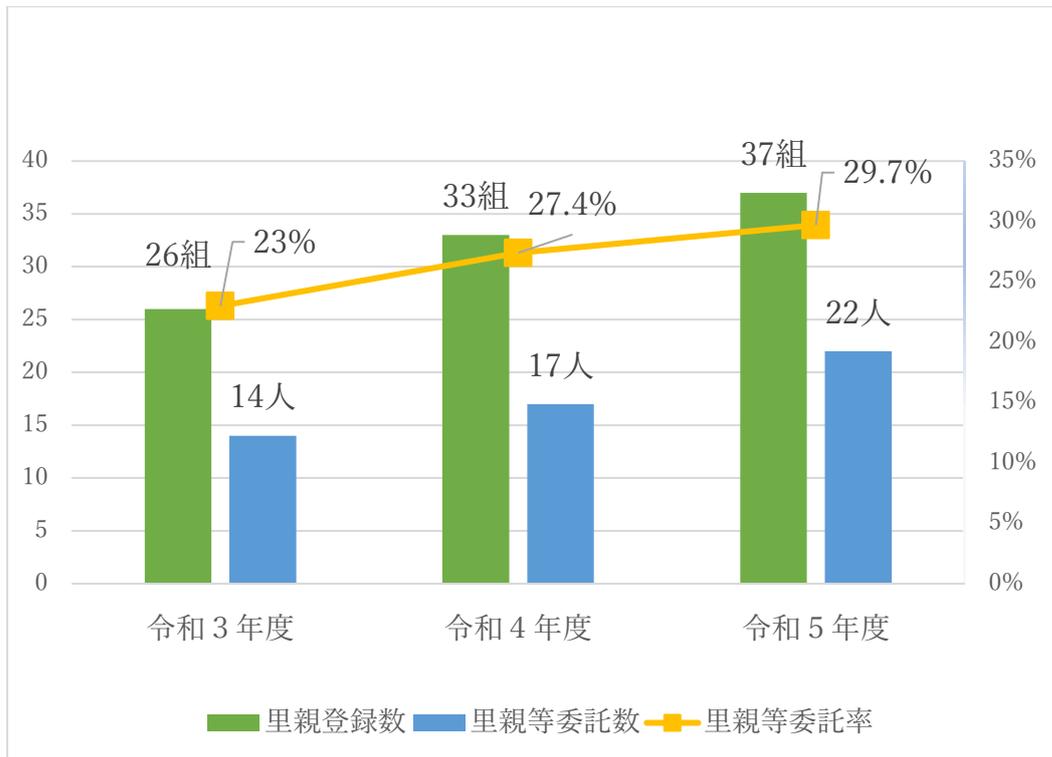
R3年度は、奈良県中央こども家庭相談センターでの奈良市該当分。

【表 里親委託措置中の児童数（学籍等別）】



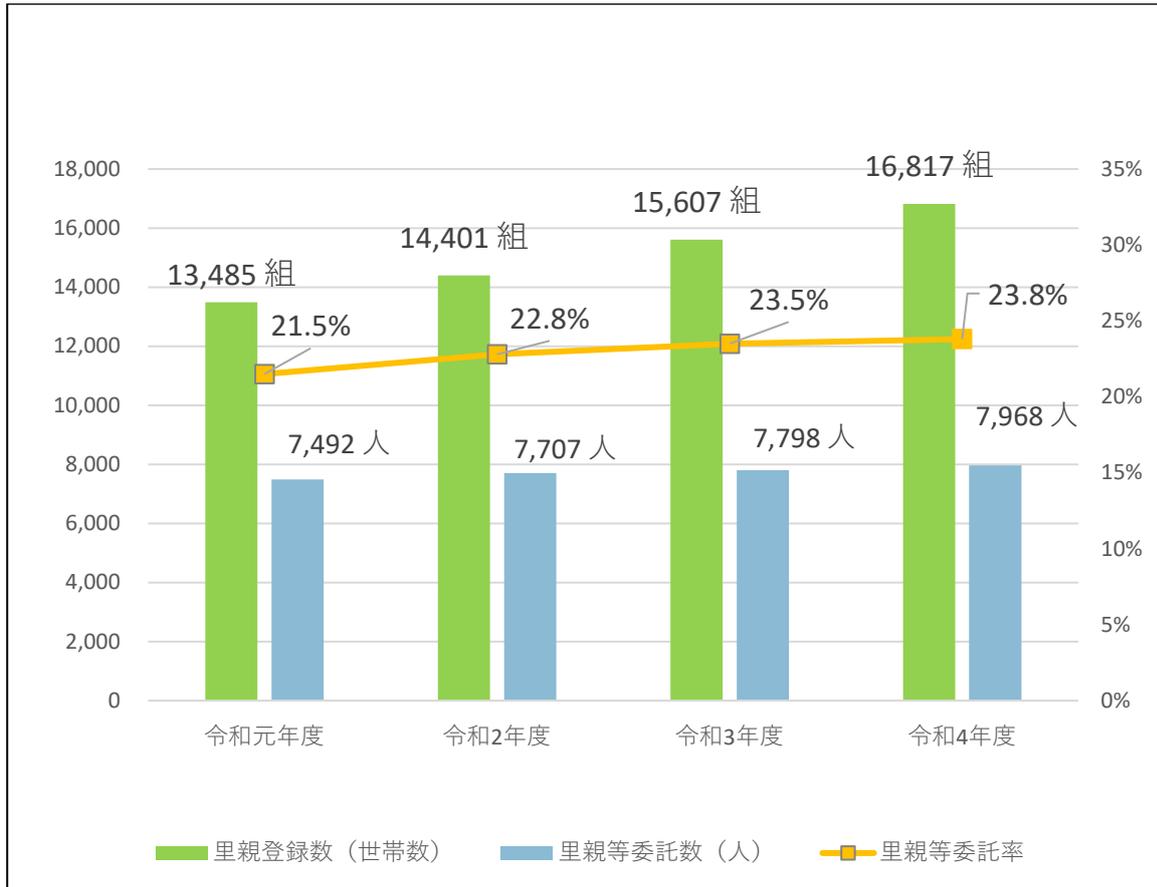
● 令和5年度の本市の里親等委託率は29.7%です。
 （全国平均は、令和4年度で23.8%）。

【表 里親等委託率の推移（奈良市）】



（注）「福祉行政報告例（各年度末時点）」より作成。令和3年度は、奈良県中央こども家庭相談センターでの奈良市該当分。「里親等」には、FHを含みます。

【表 里親等委託率の推移（全国）】

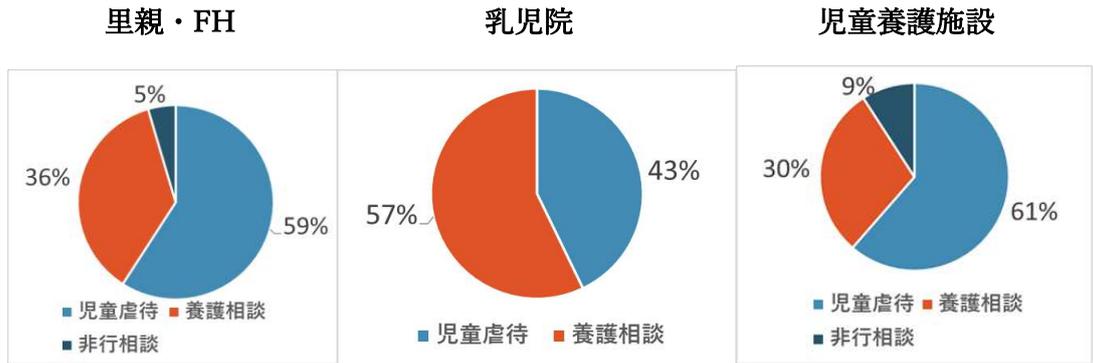


（注）厚生労働省「福祉行政報告例（各年度末時点）」より作成。
「里親等」には、FHを含みます。

③里親、施設への措置理由別件数及び割合

- 「里親・FH」では、59%と約6割が「児童虐待」となっていて、そのうち約半数はネグレクトが要因です。
- 「乳児院」では、57%と約6割が「養護相談」となっています。
- 「児童養護施設」では、61%と約6割が「児童虐待」となっています。また、非行相談が9%を占めています。

【表 里親、施設への措置理由別件数及び割合】



里親・FH				乳児院				児童養護施設				
措置理由	件数	内訳の件数	割合	措置理由	件数	内訳の件数	割合	措置理由	件数	内訳の件数	割合	
児童虐待	13	身体	4	59%	児童虐待	3	身体	1	児童虐待	27	身体	11
		心理	2				心理	2			心理	5
		性的	0				性的	0			性的	1
		ネグレクト	7				ネグレクト	0			ネグレクト	10
養護相談	8		36%	養護相談	4		57%	養護相談	13		30%	
非行相談	1	ぐ犯	1	計	7			100%	非行相談	4	ぐ犯	2
		触法	0			触法	2					
計	22		100%						計	44		100%

(注) 令和6年6月時点 (市子ども支援課調べ)

※養護相談

経済苦、ひとり親・未婚、保護者失踪、保護者逮捕、保護者病気、養育困難等の理由による相談

※育成相談

児童の性格、適性、しつけ、不登校や家庭内暴力及び性格・行動上の問題に関する相談

第3章 本市の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

1 相談支援体制の整備に向けた取組

(1) 奈良市こども家庭センターについて

令和4年の児童福祉法の改正（令和6年4月施行）により、市区町村においては、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めるよう定められました。

こども家庭センターとは、これまで子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターにおいて実施している相談支援等の取組に加え、新たに以下の点で、更なる支援の充実・強化を図るものです。

- 妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）。
- 民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を担う。

また、こども家庭センターによる相談支援の中で、利用勧奨・措置により、家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施することが求められています。

本市としては、

- 『奈良市こども家庭センター』を令和6年4月1日に設置しました。
- 妊産婦・子育て家庭・児童に対して、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な支援を展開し、組織全体のマネジメントを行う責任者として、『こども家庭センター長』を置いています。
- 業務について十分な知識を有し俯瞰して判断することができる『統括支援員』をセンター長指名のもとに配置しました。

整備した体制を活かして、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、相談業務や訪問指導の中で把握した各家庭における親と子の課題及びニーズを各関係機関との連携により情報共有することで、保護者によりそいながら、各関係機関が一体的に必要な支援を実施します。

(2) ヤングケアラーに対する支援

令和5年4月から、専門のコーディネーターを配置し、ヤングケアラー当事者、またはその家族、市民の方、関係機関などからの相談を、電話、面談またはE-mailにより、受け付けています。

また、家事や育児、病気・障がいのある家族のお世話などを日常的に行っている子どもの家庭に、サポーターを派遣します。

【令和5年度の取組】

- ・ 庁内連携プロジェクト会議の開催（3回）
- ・ 民生委員、関係機関向け研修会の開催（4回）
- ・ 公民館主体の市民研修（1回）
- ・ 子どもセンター内研修（2回）
- ・ しみんだより掲載（4回）、SNS 配信（2回）、啓発ポスター作成など
- ・ サポーター派遣（1世帯）

(3) 子ども家庭福祉行政に関わる職員への研修

子どもセンターの児童相談所部門と児童福祉部門の職員に対して、令和6年度には、センター内研修（全体研修：15回<内3回は外部講師による>、新人研修：16回）を実施しました。

(4) 今後の取組

- 児童相談所部門と児童福祉部門との情報共有・連携を密に行い、子ども家庭センターで対応すべきケースについては、必要なサポートプランの作成をしていきます。
- ヤングケアラーに関して、児童を取り巻く各関係機関に継続して周知を行い、連携・強化を図ります。
- 児童相談所部門と児童福祉部門の合同の研修会を、引き続き令和7年度以降も実施していきます。

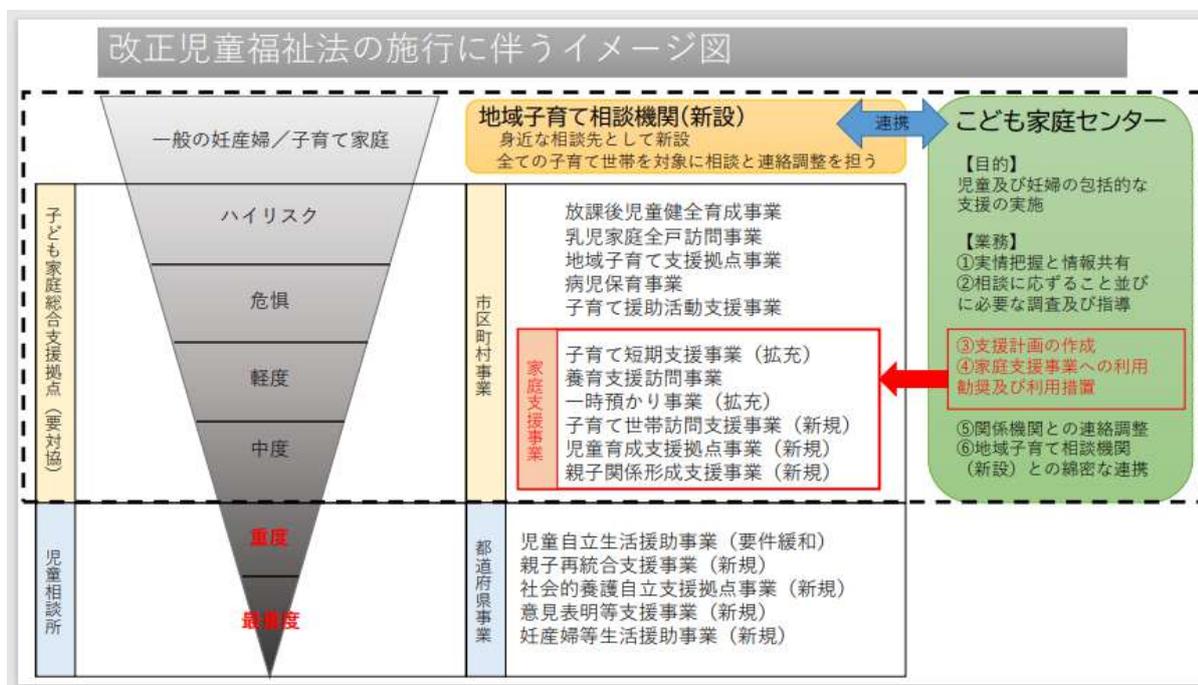
(5) 整備すべき見込量等 (定量的整備目標等)

項目	現在の整備・取組状況等 【現況値】	資源の必要量 【目標値・推定値】	整備すべき見込量 (定量的な整備目標)				
			R7	R8	R9	R10	R11
こども家庭センターの設置	令和6年4月1日に設置	—	—				
子ども家庭福祉行政に関わる職員に対する研修の実施回数、受講者数(子どもセンター内研修)	令和6年度	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
	全体研修: 15回	全体研修: 15回	15	15	15	15	15
	受講者数: 各約60人	受講者数: 各60人	60	60	60	60	60
	新人研修: 16回	新人研修: 16回	16	16	16	16	16
	受講者数: 各約10人	受講者数: 各10人	10	10	10	10	10
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況(策定数)	令和6年10月1日時点	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
	16件	80件	80	80	80	80	80

(6) 評価のための指標

- 子ども家庭福祉行政に携わる児童相談所部門と児童福祉部門の職員に対する研修の実施回数、受講者数
- こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況 (策定数)

(参考)



2 家庭支援事業等の整備に向けた取組

(1) 本市の家庭支援事業等について

令和4年改正児童福祉法によって、家庭及び児童の養育環境の支援を強化するために市町村が取り組む事業として、家庭支援事業が新設及び拡充されました。本市における各事業の実施状況は、以下のとおりです。

【改正による新設事業】

①子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等の家庭（支援を要するヤングケアラー含む）を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。

（例）調理、掃除等の家事等

⇒本市では、エンゼルサポート事業等として実施済み。

令和5年度実績：エンゼルサポート事業 95件 1,360回

ヤングケアラー事業 1件 37回

②児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象。児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。

（例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等

⇒本市では、令和7年度以降の実施に向けて調整中。

③親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

要支援児童、要保護児童及びその保護者などを対象。親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。

（例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等

⇒本市では、実施済み。

令和5年度実績：2コース各6回、参加実人数12人、延べ参加人数40人

【改正による拡充】

①子育て短期支援事業

児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の事由や家庭養育上の事由、又は仕事等の社会的事由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設等で預かる。

<改正の方向性>

保護者が子どもとともに入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。また、専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔

軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

⇒本市では、一部実施済み。

児童の状況に応じて、里親やファミリーホーム、母子生活支援施設などに対して、子育て短期支援事業を委託して実施している。

【表 子育て短期支援事業を委託している里親・FH<ファミリーホーム>】

◇利用実績

	R4年度	R5年度
延件数	87	84
里親委託	16	19
施設委託	71	65
うちFH	14	0
延日数	317	217
里親委託	32	30
施設委託	285	187
うちFH	65	0

※R4コロナ特例(10件、50日)含む

◇委託先件数

	R4年度	R5年度
施 設	9	8
里 親	6	11
計	15	19

②一時預かり事業

家庭での保育が一時的に困難となる場合や、育児に伴う身体的・心理的負担の軽減のため、児童を保育所等で預かる。

<改正の方向性>

子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

⇒本市では実施済み

令和5年度年間延べ利用人数：保育所等の一時預かり保育 12,365人

【継続の事業】

①養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要であると判断した家庭又は出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、訪問支援員が家庭を訪問し、養育に関する相談・助言・指導等を行う。

⇒本市で実施済み

令和5年度訪問回数：延 224 回、家事・援助を除く世帯数、57 世帯

(2) 母子生活支援施設について

- 本市においては、母子生活支援施設が1カ所あります。
- 支援が必要な母子を施設に入所保護しました。
- 令和5年度実績としては、措置世帯数：4世帯、措置人数：13人となっています。

(3) 今後の取組

市町村事業であるレスパイトなどを目的とした子育て短期支援事業や家事等を支援する子育て世帯訪問支援事業、養育に不安のある家庭へ定期的に訪問する養育支援訪問事業などについて、児童福祉部門と児童相談所部門が情報を共有し、連携を密にして家庭支援の充実を図ります。

【表 家庭支援事業の量の見込み】

事業名	単位	目標値				
		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	年間延べ利用者数(人日)	300	300	300	300	300
養育支援訪問事業	対象世帯数	75	75	75	75	75
一時預かり事業(保育所等)	年間延べ利用者数(人日)	13,204	13,324	13,444	13,564	13,684
子育て世帯訪問支援事業	年間延べ利用者数(人日)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
児童育成支援事業	利用者数(人)	—	20	20	20	20
親子関係形成支援事業	利用者数(人)	16	16	16	16	16

(注) 第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン(子ども・子育て支援事業計画/こども計画)から抜粋。

(4) 整備すべき見込量等(定量的整備目標等)

項目	現在の整備・取組状況等 【現況値】	資源の必要量 【目標値・推定値】	整備すべき見込量 (定量的な整備目標)				
			R7	R8	R9	R10	R11
子ども・子育て支援事業計画 における家庭支援事業の確保 方策の実施率(6事業に対して)	令和5年度	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
	83%	100%	83	100	100	100	100
子育て短期支援事業の里親・ FHへの委託数	令和5年度	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
	12件	17件	13	14	15	16	17

(5) 評価のための指標

- 家庭支援事業の確保方策の実施率
- 子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム数

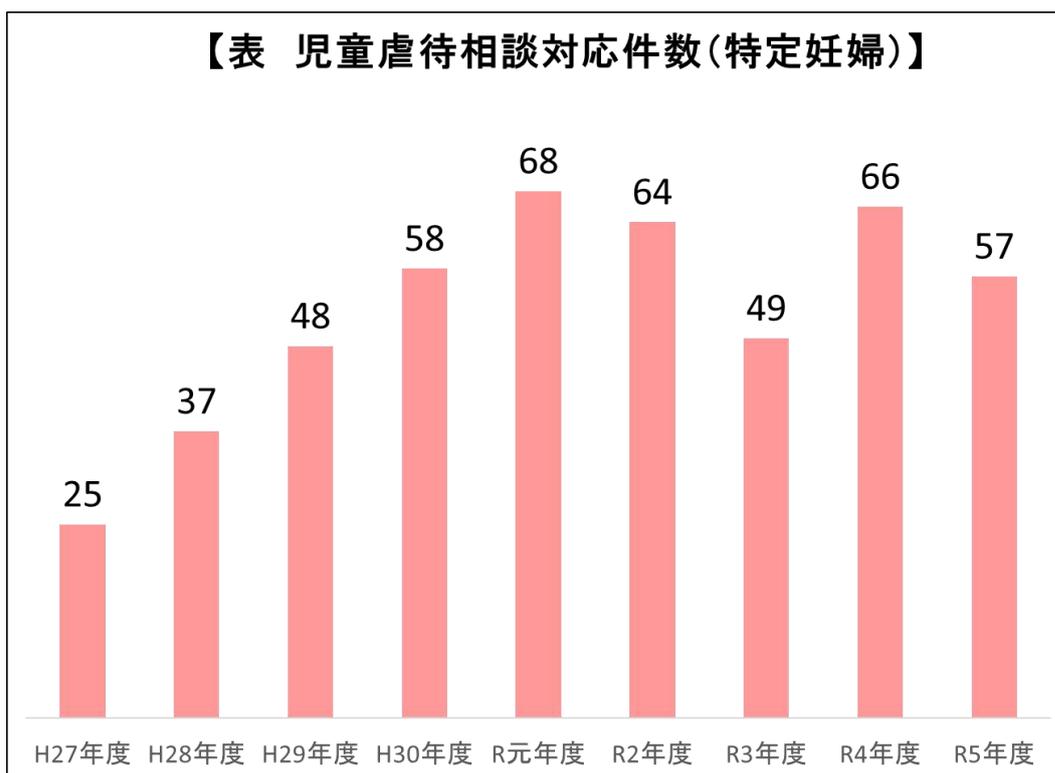
第4章 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

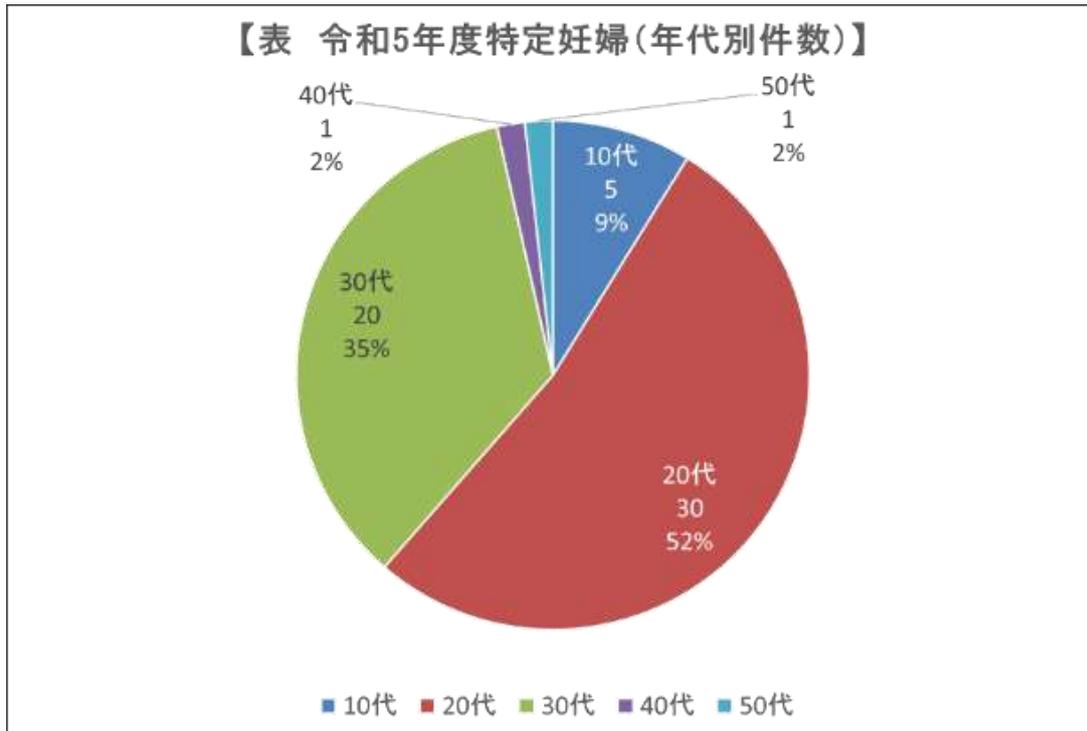
1 妊産婦等を対象とした事業の現状

特定妊婦（出産後の養育について出産前において公的な支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）等に対して、本市の児童福祉部門が行なっている相談支援や主な事業の状況などは、以下のとおりです。

(1) 特定妊婦に関わる相談対応件数の推移

- 特定妊婦に関わる相談対応件数は、平成30年度から令和5年度までで、令和3年度を除いて60件前後で推移しています。
- 令和5年度の年代別件数では、10代が9%、20代が52%と全体の6割を占めています。





(2) 助産所施設制度について

助産所施設制度とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由で病院または助産所に入院できない妊産婦の方を対象に、助産施設で出産していただくための制度です。助産施設は、市内に2カ所あります。利用するには、申請による助産券が必要です。

(3) 助産券による支援

助産券による支援：2カ所、11人（令和5年度実績）

(4) 特定妊婦等への支援に関する研修

奈良県主催の特定妊婦等の内容を含む研修に参加しています。（全1回、9人、令和5年度実績）

2 支援を必要とする妊産婦等への今後の取組

令和4年改正（令和6年4月施行）の児童福祉法で、妊婦等生活支援事業が都道府県事業として、新設されました。

本事業で実施する支援の内容は、①利用者の状態に応じた支援計画の策定、②妊娠葛藤相談や子どもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援、③入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援、④児童相談所や市町村（こども家庭センター含む。）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携、⑤医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等

の同行支援であり、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等（以下、「特定妊婦等」という。）を支援するものです。

本市は、特定妊婦等への支援として、児童虐待相談における特定妊婦としての相談対応、助産券による支援、第3章で記載した子育て世帯訪問支援事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業などで対応しているところです。

また、令和6年4月に設置したこども家庭センターにおいて、必要な場合は対象者への支援について協議し、支援を計画しています。

今後は、既存の事業との関わりを整理し、妊婦や産婦に対する支援において母子生活支援施設を活用するなど、妊婦等生活支援事業の実施について検討します。

3 整備すべき見込量（定量的整備目標等）

項目	現在の整備・取組状況等 【現況値】	資源の必要量 【目標値・推定値】	整備すべき見込量 (定量的な整備目標)				
			R7	R8	R9	R10	R11
妊産婦等生活援助事業の実施事業所	令和5年度	令和7年度から 令和11年度までに	R7	R8	R9	R10	R11
	—	1カ所	1カ所				
助産施設の設置数	令和5年度	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
	2カ所	2カ所	2	2	2	2	2
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修(実施回数、人数)	令和5年度	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
	県研修参加:1回	県研修参加:1回	1	1	1	1	1
	参加人数:9人	参加人数:10人	10人	10人	10人	10人	10人

4 評価のための指標

- 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数
- 助産施設の設置数
- 特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者

第5章 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

1 代替養育を必要とする子ども数の推移と推計

(1) 算式

代替養育を必要とする子ども数（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）
 = 児童人口（推計）× 代替養育が必要となる子ども数の割合（潜在的需要を含む）

上記の算式で、代替養育を必要とする子ども数を算出します。

(2) 代替養育を必要とする子ども数の推移

ア 代替養育を必要とする子ども数（以下、原則、「代替養育必要子ども数」という。）
 は、乳児院、児童養護施設、里親、FHのグループと障害児入所施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム（以下、原則、「乳児院、児童養護施設、里親、FH以外」という。）に分けて算出。

イ 児童人口は、各年度の4月1日時点の人口。

ウ 各グループの令和4年度、令和5年度は各月初日の在籍者数の平均値、令和6年度見込は9月までの各月初日在籍者数の平均値を算出。（四捨五入）

エ 児童人口（イ）に対するグループごとに算出した各年度の平均在籍者数（ウ）の割合（代替養育必要子ども数割合）を算出。

【表 令和4年度から令和6年度見込までの代替養育必要子ども数及び割合】

（単位：人、％）

	R4 年度	R5 年度	R6 年度見込
児童人口	48,747	48,017	47,212
代替養育必要子ども数(乳児院、児童養護施設、里親、FH)	60	69	74
代替養育必要子ども数(乳児院、児童養護施設、里親、FH以外)	14	15	16
合計	74	84	90
代替養育必要子ども数(乳児院、児童養護施設、里親、FH)割合	0.123%	0.144%	0.157%
代替養育必要子ども数(乳児院、児童養護施設、里親、FH以外)割合	0.029%	0.031%	0.034%
代替養育必要子ども数割合の合計	0.152%	0.175%	0.191%

(3) 代替養育を必要とする子ども数の推計

① 算出した令和4～6年度見込で代替養育必要子ども数の割合の平均増加率を算出。

●乳児院、児童養護施設、里親、FHのグループ

$$(0.157\% - 0.123\%) \div 2 = 0.017\%$$

●乳児院、児童養護施設、里親、FH以外のグループ

$$(0.034\% - 0.029\%) \div 2 = 0.003\% \quad (\text{小数第4位四捨五入})$$

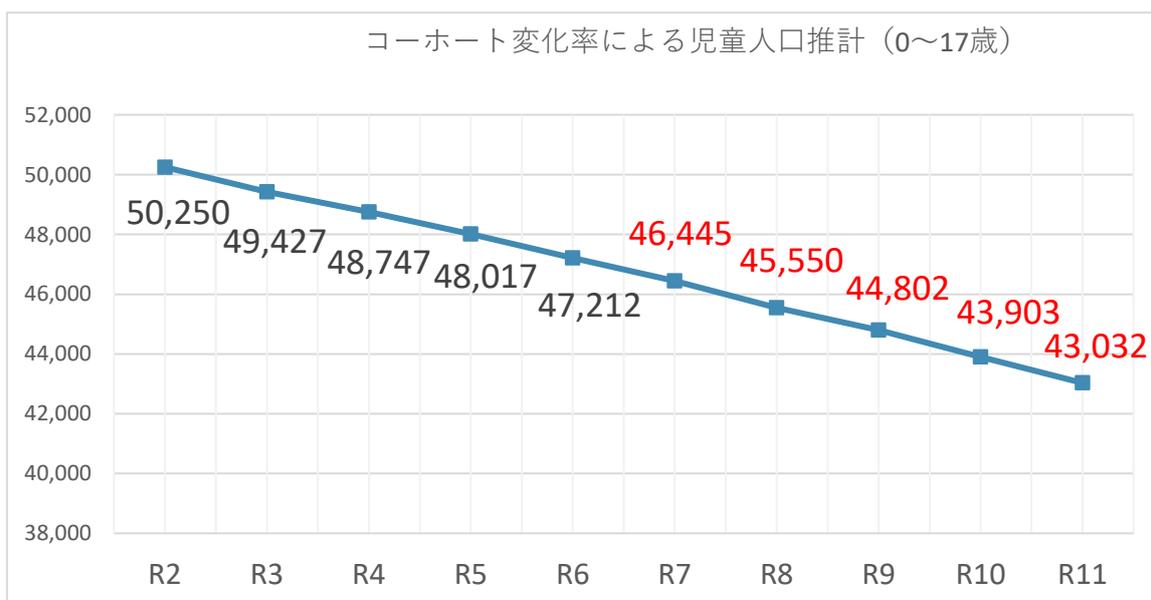
② 第三期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども・子育て支援事業計画／子ども計画）では、同プランの基礎資料として、0歳から17歳までの児童人口を、令和2年から令和6年の各年4月1日時点の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法（※）により令和7年から令和11年までを推計しているため、代替養育必要子ども数の割合の算出に使用。

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

【表 推計児童人口数】

(単位：人)

各年4月1日時点 住民基本台帳登録数					
	R2	R3	R4	R5	R6
児童人口	50,250	49,427	48,747	48,017	47,212
推計					
	R7	R8	R9	R10	R11
児童人口	46,445	45,550	44,802	43,903	43,032



(注) R6～R11：▲8.9%

- ③ 令和7年度の代替養育必要子ども数の推計値は、令和7年度の推計児童人口に令和6年度見込の代替養育必要子ども数割合+平均増加率(①)を乗じて、算出。令和8年度以降も前年度代替養育必要子ども数割合+平均増加率(①)を乗じて、算出。(四捨五入)

<例：令和7年度の代替養育必要子ども数の推計値>

●乳児院、児童養護施設、里親、FHのグループ
 $46,445 \text{ 人} \times 0.174 \text{ (} 0.157 + 0.017 \text{) \%} = 81 \text{ 人}$ (四捨五入)

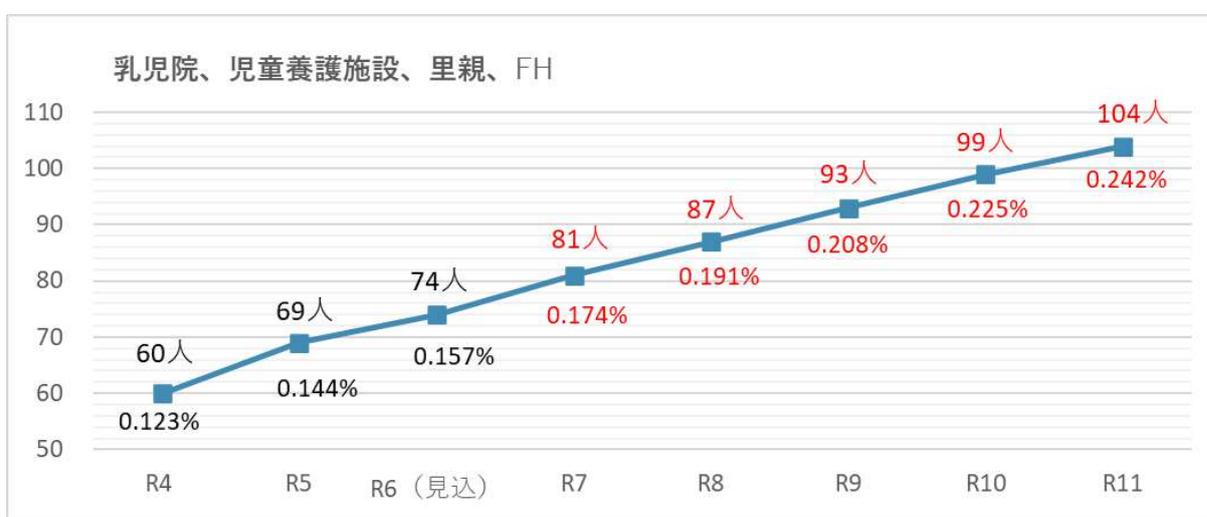
●乳児院、児童養護施設、里親、FH以外のグループ
 $46,445 \text{ 人} \times 0.037 \text{ (} 0.034 + 0.003 \text{) \%} = 17 \text{ 人}$ (四捨五入)

【表 令和7年度から令和11年度までの代替養育必要子ども数及び割合】

(単位：人、%)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
推計児童人口	46,445	45,550	44,802	43,903	43,032
代替養育必要子ども数(乳児院、児童養護施設、里親、FH)	81	87	93	99	104
代替養育必要子ども数(乳児院、児童養護施設、里親、FH以外)	17	18	19	20	21
合計	98	105	112	119	125
代替養育必要子ども数(乳児院、児童養護施設、里親、FH)割合	0.174%	0.191%	0.208%	0.225%	0.242%
代替養育必要子ども数(乳児院、児童養護施設、里親、FH以外)割合	0.037%	0.040%	0.043%	0.046%	0.049%
代替養育必要子ども数割合の合計	0.211%	0.231%	0.251%	0.271%	0.291%

【表 代替養育必要子ども数と割合の推計値】





2 代替養育を必要とする子ども数の年齢別推計

(1) 各グループの年齢別の令和4年度、令和5年度は各月初日の在籍者の平均値、令和6年度見込は9月までの在籍者の平均値の合計の割合を算出。

【表 乳児院、児童養護施設、里親、FHのグループの年齢別割合】

	R4年度	R5年度	R6年度見込	計	割合
3歳未満	5	8	9	22	10.84%
3歳～就学前	5	9	9	23	11.33%
学童期以降	50	52	56	158	77.83%
計	60	69	74	203	100.00%

【表 乳児院、児童養護施設、里親、FH以外のグループの年齢別割合】

	R4	R5	R6見込	計	割合
3歳未満	0	0	0	0	0.00%
3歳～就学前	1	1	1	3	6.67%
学童期以降	13	14	15	42	93.33%
計	14	15	16	45	100.00%

(2) 各年齢別の割合を令和7年度～令和11年度の各グループの代替養育必要子ども数に乗じて算出。(四捨五入)

【表 代替養育必要子ども数の令和7年度～令和11年度の年齢別推計】

(単位：人)

乳児院、児童養護施設、里親、FH	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
3歳未満	9	9	10	11	11
3歳～就学前	9	10	11	11	12
学童期以降	63	68	72	77	81
計	81	87	93	99	104

乳児院、児童養護施設、里親、FH以外	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
3歳未満	0	0	0	0	0
3歳～就学前	1	1	1	1	1
学童期以降	16	17	18	19	20
計	17	18	19	20	21

奈良市全体	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
3歳未満	9	9	10	11	11
3歳～就学前	10	11	12	12	13
学童期以降	79	85	90	96	101
計	98	105	112	119	125

(参考) 代替養育に係る潜在的需要の参考値

以下、国の策定要領に記載された潜在的需要の算出に有用と考えられるデータから抜粋して、参考したデータを記載しました。各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込みの算出にあたっては、潜在的需要の算出に有用と考えられるデータの実績を参考として、里親等委託又は入所措置されている子ども数、いわゆる代替養育を必要とする子ども数の児童人口に占める割合の増加率に、潜在的需要は含まれていると推測して、算出しました。

<代替養育が望ましい潜在的な児童>

	一時保護中の児童数 (A)	(A)のうち里親委託等 が望ましい児童	(A)のうち施設入所 が望ましい児童
3歳未満	0	0	0
3歳～就学前	2	0	0
学童期以降	7	0	1
計	9	0	1

(注) 計画策定にあたり、令和6年9月時点における一時保護中の児童のうち、代替養育が必要と考えられる児童を抽出(市子ども支援課調べ)

代替養育に係る潜在的需要	R 4	R 5	R5/R4 * 100	R 6 見込	R6/R5 * 100 (%)
入所等措置児童数	74	84	114	90	107
虐待相談対応件数(児相+要対協)	1,238	1,645	133		
児童相談所虐待相談対応件数	369	562	152		
一時保護(委託)児童数(新規)	84	129	154		
一時保護(委託)解除後の家庭引き取りの割合	74.4	67.8	91		

(注) 入所等措置児童数は、各月初日在籍者の平均値(令和6年度見込は9月まで)

要保護児童対策地域協議会管理ケース

R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	平均
1,275	1,434	1,612	1,483	1,419	1,445
前年比率	112	112	92	96	103

新規に施設・里親等に入所措置された子ども数	R 4	R 5	R5/R4 * 100 (%)
3歳未満	4	4	100
3歳～就学前	3	2	67
小学生	1	8	800
中学生	7	7	100
高校生	1	5	500
大学生	0	0	0
合計	16	26	163

措置解除された子ども数	R 4	R 5	R5/R4 * 100 (%)
3歳未満	0	1	-
3歳～就学前	2	1	50
小学生	3	1	33
中学生	2	1	50
高校生	9	10	111
大学生	1	3	300
合計	17	17	100

第6章 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

1 アンケート調査及びインタビュー調査の実施状況について

社会的養育推進計画の策定にあたって、奈良県と共同で、児童養護施設、里親宅・FH等において生活している児童及び一時保護所に入所している児童並びに社会的養護経験者に対して、①今、あなたが生活している場所について、②あなたがここで生活することになったときのこと、③アドボさん（意見表明等支援員）について、④これからのこと、⑤一時保護所のこと、⑥そのほか、あなたがしてもらいたいことなどについて、アンケート調査を実施しました。

また、対象児童の内、小学1年生から3年生は④⑤は実施しませんでした。一時保護所在者には⑤を実施しました。①については、一時保護所在者には実施していません。小学1年生から3年生へのアンケートは、キャラクター図を加え、説明文はひらがなで、説明の表現をわかりやすくし、回答にはイメージ図を追加しました。

次に、社会的養護経験者のアンケートの設問は、基本的には児童用の内容に、退所した後の児童養護施設、里親、ファミリーホーム等との関係や進学、就職に向けた支援、退所後の支援などの設問を加えました。

なお、アンケート調査結果の集計表において、全体に対する回答者の比率については、小数点第2位以下を四捨五入した数値であり、結果として%を加算した合計の数値がちょうど100にならない場合がありますが、各表の合計欄は一律に100%と表記します。

加えて、本推進計画でアンケート調査結果の集計表以外の表においても、同様の場合があります。

(1) アンケート調査について

【表 アンケート調査】

(実施期間：令和6年9月9日～25日)

＜児童対象分＞

(単位：人、%)

対象者	所属	配付数 ①	回収数 ②	回収率 ②/①
小学3年生以下	児童養護施設	6	6	100.0%
	障害児入所施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、児童心理治療施設	2	1	50.0%
	里親・FH	0	0	
	一時保護所	2	2	100.0%
	計	10	9	90.0%
小学4年生以上	児童養護施設	31	29	93.5%
	障害児入所施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、児童心理治療施設	11	10	90.9%
	里親・FH	18	13	72.2%
	一時保護所	1	1	100.0%
	計	61	53	86.9%
合計	児童養護施設	37	35	94.6%
	障害児入所施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、児童心理治療施設	13	11	84.6%
	里親・FH	18	13	72.2%
	一時保護所	3	3	100.0%
	計	71	62	87.3%

(注) 集計数は奈良市分。

＜社会的養護経験者分＞

(単位：人、%)

社会的養護を受けた施設の種類の種類	配付数 ①	回収数 ②	回収率 ②/①
児童養護施設	6	5	83.3%
障害児入所施設、自立援助ホーム	3	0	0.0%
里親・FH	3	1	33.3%
計	12	6	50.0%

(注) 集計数は奈良市分

(2) インタビュー調査について

奈良県と共同で、児童養護施設、FH 及び障害児入所施設で生活している子どもに対して、小学生2グループ、高校生1グループの3グループに分けて、以下のテーマに基づき、インタビュー調査を実施し、子どもの声を聴きました。

テーマ①「施設等の生活で楽しいこと、楽しくないことについて」

テーマ②「話や意見を聞いてもらう、伝えることについて」

テーマ③「将来の夢、目標について」

【表 インタビュー調査】

(実施日) 令和6年10月6日

【参加者】

所属する施設の種類の種類	学年	人数
児童養護施設	小学3年生	1
	小学5年生	1
	小学6年生	2
	高校2年生	1
	高校3年生	3
障害児入所施設	高等養護3年生	1
FH	小学校5年生	1
計		10

(注) 参加者の計は、奈良県及び奈良市で措置している児童の合計。

2 子どもへの意見聴取等措置について

(1) 現状

施設入所や里親委託等の措置決定に際しての意見聴取等措置を行うにあたっては、事前の施設見学やマッチングを行った上で意見聴取をしています。また、一時保護の決定に際しての意見聴取措置を行うにあたっては、子どもに対する説明文書等の視覚的な資料を用いて一時保護に関する説明を行った上で意見聴取をしています。

(2) 児童のアンケート調査から

①措置決定にあたって

質問 「あなたが、ここ（施設や里親さんの家）で生活することに決まる前、児童相談所や子どもセンターのケースワーカーや心理司は、あなたの気持ちを聞いてくれましたか？」

回答 「きちんと聞いてくれた」「少し聞いてくれた」 59.7%（回答者 62 人の内 37 人）

	選択肢	回答数	比率
1	全然聞いてくれなかった	1	1.6%
2	あまり聞いてくれなかった	3	4.8%
3	どちらともいえない	15	24.2%
4	少し聞いてくれた	13	21.0%
5	きちんと聞いてくれた	24	38.7%
6	無回答	6	9.7%
	合計	62	100.0%

質問 「あなたがここ（施設や里親さんの家）で生活することに決まったとき 児童相談所や子どもセンターのケースワーカーや心理司はその理由を教えてくださいか？」

回答 「はい」 46.8%（回答者 62 人の内 29 人）

	選択肢	回答数	比率
1	はい	29	46.8%
2	いいえ	7	11.3%
3	覚えていない	18	29.0%
4	無回答	8	12.9%
	合計	62	100.0%

質問 「児童相談所や子どもセンターのケースワーカーや心理司の説明は納得できるものでしたか？」

回答 「とてもできた」「少しできた」 75.9% (回答者 29 人の内 22 人)

	選択肢	回答数	比率
1	全くできなかった	2	6.9%
2	あまりできなかった	1	3.4%
3	どちらでもない	4	13.8%
4	少しできた	8	27.6%
5	とてもできた	14	48.3%
6	無回答	0	0.0%
	合計	29	100.0%

質問 「あなたがここ（施設や里親さんの家）で生活することに決まったとき、あなたの気持ちを大切にしてくれたと感じましたか？」

回答 「とてもそう思う」「そう思う」 51.6%。(回答者 62 人の内 32 人)

	選択肢	回答数	比率
1	全くそう思わない	3	4.8%
2	そう思わない	3	4.8%
3	どちらでもない	19	30.6%
4	そう思う	15	24.2%
5	とてもそう思う	17	27.4%
6	無回答	5	8.1%
	合計	62	100.0%

質問 「自分の気持ちを大切にしてくれた」と感じなかった理由（複数回答可、回答者数 25 人）

回答 自分が希望した結果ではなかったから 29.7%（回答者 25 人の内 11 人）

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	そもそも自分がどう思っているか聞いてくれなかったから	4	10.8%	16.0%
2	自分が希望した結果ではなかったから	11	29.7%	44.0%
3	ここで生活する理由をきちんと説明してくれなかったから	4	10.8%	16.0%
4	なんとなく	10	27.0%	40.0%
5	その他	8	21.6%	32.0%
	合計	37	100.0%	

②一時保護の決定にあたって

質問 「あなたが一時保護所で生活することに決まる前、児童相談所や子どもセンターの人（ケースワーカーや心理司）は あなたの気持ちを聞いてくれましたか？

回答 「きちんと聞いてくれた」「少し聞いてくれた」 65%（回答者 40 人のうち 26 人）

	選択肢	回答数	比率
1	全然聞いてくれなかった	3	7.5%
2	あまり聞いてくれなかった	3	7.5%
3	どちらともいえない	5	12.5%
4	少し聞いてくれた	6	15.0%
5	きちんと聞いてくれた	20	50.0%
6	無回答	3	7.5%
	合計	40	100.0%

質問 「あなたが一時保護所で生活することに決まったとき、児童相談所や子どもセンターの人（ケースワーカーや心理司）はその理由を教えてくださいましたか？」

回答 「はい」 60%（回答者 40 人のうち 24 人）

	選択肢	回答数	比率
1	はい	24	60.0%
2	いいえ	5	12.5%
3	覚えていない	8	20.0%
4	無回答	3	7.5%
	合計	40	100.0%

質問 「児童相談所や子どもセンターの人（ケースワーカーや心理司）の説明は納得できるものでしたか。」

回答 「とてもできた」「少しできた」 79.2%。（回答者 24 人のうち 19 人）

	選択肢	回答数	比率
1	全くできなかった	1	4.2%
2	あまりできなかった	0	0.0%
3	どちらともいえない	4	16.7%
4	少しできた	7	29.2%
5	とてもできた	12	50.0%
6	無回答	0	0.0%
	合計	24	100.0%

質問 「あなたが一時保護所で生活することに決まったとき、あなたの気持ちを大切にしてくれたと感じましたか？」

回答 「とてもそう思う」「そう思う」 65%（回答者 40 人うち 26 人）

	選択肢	回答数	比率
1	全くそう思わない	4	10.0%
2	そう思わない	5	12.5%
3	どちらでもない	3	7.5%
4	そう思う	9	22.5%
5	とてもそう思う	17	42.5%
6	無回答	2	5.0%
	合計	40	100.0%

質問（「あなたが一時保護所で生活することに決まったとき、あなたの気持ちを大切にしてくれたと感じましたか」の質問で、「全くそう思わない」「そう思わない」「どちらでもない」と回答した児童 12 人に対して）

「自分の気持ちを大切にしてくれた」と感じなかった理由（複数回答可、回答者数 12 人）

回答 自分が希望した結果ではなかったから 33.3%（回答者数 12 人のうち 7 人、回答者比率 58.3%）

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	そもそも自分がどう思っているか聞いてくれなかったから	5	23.8%	41.7%
2	自分が希望した結果ではなかったから	7	33.3%	58.3%
3	ここで生活する理由をきちんと説明してくれなかったから	2	9.5%	16.7%
4	なんとなく	5	23.8%	41.7%
5	その他	2	9.5%	16.7%
	合計	21	100.0%	

【結果】

措置決定や一時保護決定の時に、意見を聴いてくれたと感じた子どもの割合は約 60%から 65%で、理由を教えてくれたと感じた割合は、約 50%から 60%となっています。

また、その際に「自分の気持ちを大切にしてくれた」と感じなかった理由としては、回答比率で「自分が希望した結果ではなかったから」が約 30%、「そもそも自分がどう思っているか聞いてくれなかったから」が約 10%から 20%となりました。

なお、本市は令和 4 年 4 月に児童相談所を開設し令和 6 年度で 3 年目となりますが、調査対象を措置期間が 2 年未満の子どもと一時保護所に入所している子どもに限定すると、下記のとおり、措置決定にあたっての意見聴取に関しては 80.6%の子どもが「きちんと聞いてくれた」又は「少し聞いてくれた」と回答しました。

また、個別にみると、一時保護所に入所している子どもについては、「きちんと聞いてくれた」又は「少し聞いてくれた」の回答が 100%となりました。

質問「あなたがここ（施設や里親さんの家、一時保護所）で生活することの決まる前、児童相談所や子どもセンターのケースワーカーや心理司は、あなたの気持ちを聞いてくれましたか？」

回答

(在籍2年以上)

	選択肢	回答数	比率
1	全然聞いてくれなかった	1	3.2%
2	あまり聞いてくれなかった	3	9.7%
3	どちらともいえない	12	38.7%
4	少し聞いてくれた	4	12.9%
5	きちんと聞いてくれた	8	25.8%
6	無回答	3	9.7%
	合計	31	100.0%

(在籍2年未満)

回答数	比率	差(比率)
0	0.0%	-3.2%
0	0.0%	-9.7%
3	9.7%	-29.0%
9	29.0%	16.1%
16	51.6%	25.8%
3	9.7%	0.0%
31	100.0%	0

(3) 今後の取組

- 措置決定や一時保護決定にあたっては、子どもが「言いたいこと」を丁寧に聴取するとともに、措置の決定後や一時保護決定後は、速やかに決定内容とその理由を丁寧に説明し、子どもの意見表明権を保障していきます。
- 一時保護した子どもや施設入所措置等する子どもに対して、引き続き意見表明権を含む子どもの権利や権利擁護の仕組みについてのワークを行います。

3 意見表明等支援事業等について

(1) 現状

①子どもへの説明

一時保護した子どもに対しては、弁護士職員が中心となって、権利ノートを用いながら意見表明権を含む子どもの権利についてのワークを行っています。また、その際には、意見表明等支援員（アドボケイト）についての説明も行っています。

また、施設入所等措置の際にも、担当ケースワーカー等が子どもの権利や権利擁護の仕組みについて、権利ノートを使って説明しています。

②意見表明等支援事業の実施状況

- 子どもの意見表明権を保障する取組みの一環として、一時保護場所及び入所施設等に意見表明支援員が訪問しています。一時保護所では、月2回、定期的にアドボケイトが訪問し、加えて、子どもがアドボケイトとの面談を希望した場合には、臨時でアドボケイトが子どもとの面談を行っています。一時保護委託施設等や入所施設等では、子どもがアドボケイトとの面談を希望した場合に、臨時でアドボケイトが子どもとの面談を行っています。
- 令和5年度の一時保護（委託）児童等に対する実施人数は、令和4年度より10人増の25人。実施回数は、前年度より20回増の56回実施しました。
- 令和5年度の一時保護委託施設等及び入所施設等での実施回数は、令和4年度の3回から25回に増加しました。

一時保護(委託)児童等に対するアドボケイトの実施状況

	幼児		小学生		中学生		高校生		中卒無学籍		計		実施場所		一時保護or入所中	
	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	センター	委託先等	保護中	入所中
令和4年度	0人	0回	10人	26回	4人	9回	1人	1回	0人	0回	15人	36回	33回	3回	36回	0回
令和5年度	3人	3回	17人	44回	2人	4回	3人	5回	0人	0回	25人	56回	31回	25回	54回	2回
R5-R4	3人	3回	7人	18回	-2人	-5回	2人	4回	0人	0回	10人	20回	-2回	22回	18回	2回

③児童のアンケートから

質問 「アドボさん」（意見表明等支援員）という人がいることを、知っていますか？

回答 「知っている」 50%（回答者 62 人のうち 31 人）

	選択肢	回答数	比率
1	知っている	31	50.0%
2	知らない	28	45.2%
3	無回答	3	4.8%
	合計	62	100.0%

質問 「アドボさん」とお話ししたいと思ったとき、それを施設の職員や里親さんに言ったり、アドボさんと呼ぶ紙をボックスに入れたりすることができますか？

回答 「できる」 46.8%（回答者 62 人のうち 29 人）

	選択肢	回答数	比率
1	できる	29	46.8%
2	できない	25	40.3%
3	無回答	8	12.9%
	合計	62	100.0%

質問 「アドボさん」にあなたの気持ちや意見を話したことはありますか？

回答 「ある」 22.6%（回答者 62 人のうち 14 人）

	選択肢	回答数	比率
1	ある	14	22.6%
2	ない	36	58.1%
3	無回答	12	19.4%
	合計	62	100.0%

質問 「アドボさん」はあなたの気持ちや意見をきちんと聞いてくれましたか？

回答 「きちんと聞いてくれた」「少し聞いてくれた」78.5%（回答者14人のうち11人）

	選択肢	回答数	比率
1	全然聞いてくれなかった	2	14.3%
2	あまり聞いてくれなかった	0	0.0%
3	どちらともいえない	1	7.1%
4	少し聞いてくれた	3	21.4%
5	きちんと聞いてくれた	8	57.1%
6	無回答	0	0.0%
	合計	14	100.0%

【結果】

●意見表明等支援事業について、子どもの認知度及び利用できると回答した割合は約50%です。

なお、個別にみると、一時保護所に入所している子どもの認知度は100%であり、利用できる割合も100%でした。

●実際に意見表明等支援事業を利用した子どもの満足度は、「きちんと聞いてくれた」「少し聞いてくれた」の割合は、回答者14人のうち11人で、78.5%と高いです。

④そのほかの意見表明について

質問 「施設の人や里親さんに自分の言いたいことが言えている。」

回答 「とてもそう思う」「そう思う」49.1%（回答者59人のうち29人）

	選択肢	回答数	比率
1	全くそう思わない	8	13.6%
2	そう思わない	10	16.9%
3	どちらでもない	11	18.6%
4	そう思う	12	20.3%
5	とてもそう思う	17	28.8%
6	無回答	1	1.7%
	合計	59	100.0%

質問 「児童相談所や子どもセンターの人（ケースワーカーや心理司）に自分の言いたいことが言えている。」

回答 「とてもそう思う」「そう思う」 64.4%（回答者 59 人のうち 38 人）

	選択肢	回答数	比率
1	全くそう思わない	6	10.2%
2	そう思わない	5	8.5%
3	どちらでもない	10	16.9%
4	そう思う	19	32.2%
5	とてもそう思う	19	32.2%
6	無回答	0	0.0%
	合計	59	100.0%

質問 「一時保護所の職員に自分の言いたいことが言えた。」

回答 「とてもそう思う」「そう思う」 57.5%。（回答者 40 人のうち 23 人）

	選択肢	回答数	比率
1	全くそう思わない	6	15.0%
2	そう思わない	2	5.0%
3	どちらでもない	9	22.5%
4	そう思う	10	25.0%
5	とてもそう思う	13	32.5%
6	無回答	0	0.0%
	合計	40	100.0%

質問 「(施設や里親さんの家で『嫌』、『変えてほしい』と思うことがある児童 45 人に対して)
『嫌』、『変えてほしい』と思うことについて、なぜそのようなルールなどがあるのか、施設の職員や里親さんは説明してくれましたか？」

回答 「はい」、33.3%（回答者 45 人のうち 15 人）

	選択肢	回答数	比率
1	はい	15	33.3%
2	いいえ	10	22.2%
3	覚えていない	17	37.8%
4	無回答	3	6.7%
	合計	45	100.0%

質問 「(一時保護所での生活で『嫌』、『変えてほしい』と思うことがある児童 30 人に
対して)

『嫌』、『変えてほしい』と思うことについて、なぜそのようなルールなどがあるのか、
一時保護所の職員は説明してくれましたか？」

回答 「はい」 53.3% (回答者 30 人のうち 16 人)

	選択肢	回答数	比率
1	はい	16	53.3%
2	いいえ	5	16.7%
3	覚えていない	6	20.0%
4	無回答	3	10.0%
	合計	30	100.0%

質問 「今まで、施設の人や里親さんに、自分の気持ちや意見を言いたいと思っても言え
なかったことがありますか」という質問に対して『ある』と答えた児童 33 人の『言え
なかった』理由 (複数回答可)」

回答 「伝えても何も変わらないから」21.4% (回答者 33 人のうち 21 人、回答者比率 63.6%)

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	信用できる人がいないから	16	16.3%	48.5%
2	施設の人や里親さんたちが忙しそうに しているから	10	10.2%	30.3%
3	どう伝えたらいいか分からないから	17	17.3%	51.5%
4	伝えるのが面倒だから	11	11.2%	33.3%
5	伝えても何も変わらないから	21	21.4%	63.6%
6	自分で解決できるから	7	7.1%	21.2%
7	以前に伝えても無駄だったことがあるか ら	13	13.3%	39.4%
8	その他	3	3.1%	9.1%
	合計	98	100.0%	

質問 「次の中で、あなたが施設や里親さんのお家で「嫌なこと」「変えてほしい」と思っていることを教えてください。」（複数回答可）（回答者 59 人）

回答

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	施設や里親さんの家の中で自由に過ごせない。	15	8.3%	25.4%
2	私物（お家にあった自分のものやお気に入りのもの）が使えない。	13	7.2%	22.0%
3	スマホや携帯を持つことができない。	23	12.8%	39.0%
4	施設の職員や里親さんが決めた服を着なくてははいけない。	3	1.7%	5.1%
5	家族と会いたいときや話したいときに、会ったり話したりできない。	14	7.8%	23.7%
6	友達と会いたいときや話したいときに、会ったり話したりできない。	13	7.2%	22.0%
7	自由に外に出られない。	19	10.6%	32.2%
8	自分が行きたいと言っても、そこに出かけられない。	17	9.4%	28.8%
9	一人になりたいときになれない。	18	10.0%	30.5%
10	施設の職員や里親さんに相談したり、話をしたくても、できない。	13	7.2%	22.0%
11	児童相談所や子どもセンターの人（ケースワーカーや心理司）に相談したり、話をしたくても、できない。	6	3.3%	10.2%
12	子ども同士で自由に話をするができない。	7	3.9%	11.9%
13	自分がこれからどうなるか、わからないこと。	19	10.6%	32.2%
	合計	180	100.0%	

【結果】

- 施設の人、里親さん、児童相談所・子どもセンター・一時保護所の職員に、自分の言いたいことが言えていない児童が約 20～30%います。
- 「嫌」、「変えてほしい」と思うことについて、なぜそのようなルールなどがあるのか、約 20%は説明を十分に受けていないと感じています。
- 施設や里親宅・FH 等での生活状況について
 - ・生活するルールへの不満、自由にできない拘束感が高いです。
 - ・行動に対する制約を感じていて、行動上の自由を希望しています。
 - ・アンケートの自由記載では、スマホ、おこづかい、テレビなど物質的な制約の改善を希望しています。

⑤意見箱

児童福祉施設や一時保護所には、意見箱が設置されています。一方で、インタビュー調査では、「意見箱が設置されていない。」という発言や「返事がかえってこない。」という発言もあり、周知がされていない面や対応されていない面がありました。

(2) 今後の取組

子どもが声を上げやすい環境をつくるとともに、子どもの権利全般に関する理解度や意見表明等支援事業の認知度を高め、意見表明の手段の利用方法を周知徹底し、子どもの意見表明に対しては、迅速に対応し適切なフィードバックをおこないます。

4 子どもの権利擁護に係る環境整備について

(1) 現状

- 子どもの意見申立ての方法は、子どもセンター及び一時保護所職員等を通じた申立て、アドボケイトを通じた申立て並びに「なんでもハガキ（権利ノートに添付）を用いた申立てなどがあります。
- 子どもの意見申立てがあった場合は、内容に応じて、社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会委員・事務局が子どもの聞き取り等を行い、部会にて協議し、審議内容・結果を子ども関係機関等に報告します。その後、関係機関による対応方針・対応策の報告を受け、事務局によりフォローアップを行います。
- 社会的養護に関わる関係職員に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修としては、子どもセンター所内研修を年1回、関係機関及び児童相談所部門職員を対象にした研修を年1回実施しています。

(2) 今後の取組

- 子どもに対して、子どもの権利や権利擁護の仕組みについて、丁寧でわかりやすい周知啓発を行います。また、年齢層別などの説明ツールも検討します。
- 社会的養護に関わる関係職員に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修については、子どもセンター所内研修を年1回（約30人）、関係機関及び児童相談所部門職員を対象にした研修を年1回（約50人）実施します。

5 整備すべき見込量等（定量的な整備目標等）

（1）評価のための対象子ども数

対象数は、代替養育が必要な子ども数と一時保護の見込み数を合算した数とします。

①【表 一時保護人数の推移】

	R元	R2	R3	R4	R5	R6（見込）	平均
一時保護人数	103	75	71	84	129	114	96
前年度比率		72.82	94.67	118.31	153.57	88.37	105.55
前年度比の増減率		-27.18	-5.33	18.31	53.57	-11.63	5.55

（注）令和6年度（見込）は、令和6年9月30日までの一時保護人数（57人）を2倍した人数である。令和元年度から令和3年度は、奈良県中央子ども家庭相談センターでの奈良市該当分。

②【表 一時保護人数の推計】

（単位：人）

	R6（見込）	R7	R8	R9	R10	R11
一時保護人数（見込）	114	120	127	133	139	146
R6（見込）に対する比率		1.0555	1.1110	1.1665	1.2220	1.2775

（注）令和6年度（見込）に対して、毎年5.55%ずつ増加していくと推計して算出する。

③【表 一時保護人数の年齢別割合の推移】

（単位：人、%）

	R4 (A)	R5 (B)	R6.9.30 時点 (C)	R6見込 (D) = C × 2	合計 (E) = A + B + D	平均 (F) = E / 3	割合 (%) (G)
3歳未満	10	14	7	14	38	12.7	11.6%
3歳～就学前	11	15	6	12	38	12.7	11.6%
学童期以降	63	100	44	88	251	83.7	76.8%
一時保護人数	84	129	57	114	327	109.0	100.00%

（注）令和4年度、令和5年度、令和6年度（見込）の平均から年齢別割合を算出する

④【表 一時保護人数の年齢別割合の推計】

(単位:人)

	R6(見込)	R7	R8	R9	R10	R11
一時保護人数(見込)	114	120	127	133	139	146
うち 3歳未満	13	14	15	15	16	17
3歳～就学前	13	14	15	15	16	17
学童期以降	88	92	97	103	107	112

(注) 令和7年度～令和11年度の一時保護人数(見込)に年齢別割合を乗じる。

⑤【表 意見表明等支援事業の対象となる子ども数】

	R6(見込)	R7	R8	R9	R10	R11
代替養育が必要な子ども数	90人	98人	105人	112人	119人	125人
一時保護人数(見込)	114人	120人	127人	133人	139人	146人
計	204人	218人	232人	245人	258人	271人

⑥【表 本頁で示す割合・認知度・利用度・満足度・理解度の対象となる子ども数】

- ・意見表明事業等支援事業の利用可能な割合・利用度
- ・子どもの権利擁護に関する取り組み(意見表明事業、意見箱等)への認知度・利用度・満足度
- ・子どもの権利に関する理解度
- ・日頃からの意見表明に係る子どもの割合・満足度

	R6(見込)	R7	R8	R9	R10	R11
代替養育が必要な子ども数	71人	79人	85人	90人	96人	101人
一時保護人数(見込)	88人	92人	97人	103人	107人	112人
計	159人	171人	182人	193人	203人	213人

(注) 対象者を学童期以降の児童とする。

(2) 整備すべき見込量 (定量的な整備目標)

児童のアンケート調査の数値 (学童期以降が対象) を令和6年度の見込みとして、それを基に各項目の令和7年度～令和11年度の目標値を設定しました。

割合は、前頁の⑥【表 本頁で示す割合・認知度・利用度・満足度・理解度の対象となる子ども数】に対する比率です

①【表 意見表明事業等支援事業の利用可能な割合・利用度】

	R6 (見込)	R7	R8	R9	R10	R11
利用できると回答した子どもの割合	47%	70%	90%	100%	100%	100%

②【表 子どもの権利擁護に関する取り組み (意見表明等支援事業、意見箱等) への認知度・利用度・満足度】

	R6 (見込)	R7	R8	R9	R10	R11
取組を知っていると回答した子どもの割合	50%	70%	90%	100%	100%	100%
利用した子どもの割合	23%	25%	25%	25%	25%	25%
利用した子どもの満足度	64%	70%	90%	100%	100%	100%

③【表 子どもの権利に関する理解度】

	R6 (見込)	R7	R8	R9	R10	R11
子どもの権利について説明を受け、知っているとして回答した子どもの割合	49%	70%	90%	100%	100%	100%

④【表 日頃からの意見表明に係る子どもの割合・満足度】

	R6 (見込)	R7	R8	R9	R10	R11
日頃から意見表明ができる子どもの割合	49%	70%	90%	100%	100%	100%
意見表明における満足度	56%	70%	90%	100%	100%	100%

(3) その他の整備すべき見込量（定量的な整備目標）等

項目	現在の整備・取組状況等 【現況値】	資源の必要量 【目標値・推定値】	整備すべき見込量 (定量的な整備目標)				
	令和6年度	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・FH、施設等の職員）に対する研修等の実施回数、受講者数	実施回数：1回	実施回数：1回	1	1	1	1	1
	受講者数：36人	受講者数：50人	50	50	50	50	50
	令和5年度	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数（一時保護決定時及び措置決定時等の児童への説明、3歳以上）	一時保護決定時実施回数（受講者数）：107人	一時保護決定時実施回数（受講者数）：129人	106	112	118	123	129
	措置決定時及び措置変更時実施回数（受講者数）：13人	措置決定時及び措置変更時実施回数（受講者数）：35人	27	30	31	33	35

6 評価のための指標

- 社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・FH、施設等の職員）及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数
- 意見表明等支援事業の実施状況（利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合、第三者への事業委託状況（子どもと利益相反のない独立性を担保しているか））
- 措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度（知っているか）・利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）・満足度（利用してどうだったか）
- 措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度
- 措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度
- 児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対し子どもから意見の申立てがあった件数
- 社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無

第7章 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

1 家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の考え方に基づくケースマネジメントについて

(1) 現状

支援を必要とする家庭等に対しては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要があります。

代替養育を必要とする子どもについては、実親に対し、「子どもを取られてしまう」という不安を抱かせないように、里親委託について、養子縁組との制度上の違いや親子交流の保障、子どもの発達や親子関係構築につながるメリット等を説明し、意に反しないかの確認を進めています。また、里親か施設かの選択を前提としない同意書を活用しています。

乳児・幼児や施設入所が長期化している子どもについて、子どもセンター内の援助方針会議において家庭復帰や里親委託の可否について定期的に検討することで、組織としての家庭養育優先原則の醸成と進捗管理を実施しています。

令和6年3月31日時点の里親・FH、乳児院、児童養護施設の平均措置期間は、令和5年2月1日時点の全国平均と比べると、いずれも短い状況です。

【表 里親・FH、乳児院、児童養護施設の平均措置期間】

(単位：年)

所属別	人数	平均措置期間
里親	14	4.2
FH	8	2.1
乳児院	9	1.3
児童養護施設	43	3.7

(令和6年3月31日時点)

【表 委託期間又は在所期間別児童数(全国)】 (単位：年)

所属別	平均措置期間
里親	4.5
FH	4.3
乳児院	1.4
児童養護施設	5.2

(こども家庭庁「児童養護施設入所等調査の概要<令和5年2月1日現在>表3 委託期間又は在所期間別児童数から)

(2) 今後の取組

- 乳児院入所児童の家庭復帰、里親委託、特別養子縁組のための支援と進行管理を優先的に強化します。特別な場合をのぞき、乳児院からの措置変更は原則里親委託を検討します。
- 施設入所直後から家族等当事者も参画した上で、支援目標・計画、交流計画を策定し、定期的に見直すことで、家庭復帰に向けた支援を強化します。
- 親族による支援の可能性について、親族調査を積極的に実施し、検討します。
- 家族再統合の促進や、代替養育中も家族との交流を促進できるよう、保護者や子どもに対するアプローチを計画的に実施し、家族との交流を積極的に進めます。

(3) 整備すべき見込量等（定量的な整備目標等）

項目	現在の整備・取組状況等 【現況値】	資源の必要量 【目標値・推定値】	整備すべき見込量 (定量的な整備目標)				
	令和6年9月1日現在	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
里親委託中、施設入所中児童の家族交流(家族・親族との手紙・面会・外出泊等)の割合	74%	85%	76	78	80	82	85

※令和6年度 74%のうち、約3%は手紙のみの交流、約6%は父母以外の親族とのみ交流

(4) 評価のための指標

- 里親委託中、施設入所中児童の家族交流（家族・親族との手紙・面会・外出泊等）の割合
- 里親・FHや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間
- 子どもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況（検討状況を含む）

2 親子関係再構築に向けた取組

(1) 現状

令和4、5年度は、ペアレント・プログラム（家族再統合事業）として、民間団体へ委託し、児童相談所部門や要対協事務局が管理しているケースから参加を促し、申し込んだ家庭に対して、2クール実施しました。

目的は保護者の養育スキルをあげるだけでなく、子どもの行動という側面から認識をかえていくことでした。1クール（1時間30分）6回で、参加者は、令和4年度で実人数15世帯（全出席9世帯）、令和5年度で実人数12世帯（全出席3世帯）でした。子育てのスキルを学ぶだけでなく、参加者同士で支えあっていた場面が見られ、ピアグループとしての側

面も大きかったのではないかと思います。

令和6年度からは、親子関係形成支援事業として、要対協事務局が管理しているケースを対象に実施しています。(令和7年度以降も実施予定)

また、同事業のほかに、令和6年度は親子関係再構築支援員を1人配置し、個々の状況に応じて、親子関係再構築のため、施設入所や里親委託をしている世帯を対象に、親子関係再構築のためのプログラム(ライフストーリーワークなど)を活用して、総合的な支援を行っています。(令和6年9月末時点で4件)

保護者への相談支援等に関する子どもセンター所内研修としては、令和6年度は全2回、各回受講者30人で、ライフストーリーワーク、トラウマインフォームドケアの各テーマで2回実施しています。一方で、保護者支援プログラム等に関するライセンスを取得している職員は1人です。

(2) 今後の取組

- 配置した親子関係再構築支援員の支援体制を整備していきます。
- 保護者支援プログラム等に関するライセンスを取得した職員を増やしていきます。
- 保護者への相談支援等に関する子どもセンター所内研修を令和7年度以降も継続して行います。(年2回、各回約30人予定)

(3) 整備すべき見込量等(定量的な整備目標等)

項目	現在の整備・取組状況等 【現況値】	資源の必要量 【目標値・推定値】	整備すべき見込量 (定量的な整備目標)				
			R7	R8	R9	R10	R11
親子再統合支援事業による 各種支援の実施件数	令和6年9月末時点	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
	4件	14件	10	12	12	14	14
親への相談支援等に関する 児童相談所部門及び児童福祉 部門職員に対する研修の 実施回数、受講者数	令和6年度	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
	実施回数:2回	実施回数:2回	2	2	2	2	2
	受講者数:各回30人	受講者数:各回30人	60	60	60	60	60
保護者支援プログラム等に 関するライセンス取得する研修 を受講した職員数	令和6年度	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
	1人	5人	1	2	3	4	5
民間団体等への委託による 保護者支援プログラム等の 実施件数	令和6年度	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
	保護者支援プログラム事業 :年2クール(各6回)	保護者支援プログラム事業 :年2クール(各6回)	委託体制及び実施回数 の維持				

(4) 評価のための指標

- 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数
- 親子関係再構築支援の専任職員の配置状況
- 保護者への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数
- 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数
- 民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数

3 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

(1) 現状

<特別養子縁組の成立件数>

- 児童相談所部門を通じた特別養子縁組の成立件数⇒令和4、5年度は、0件
 - 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数⇒令和4、5年度は、各3件
- なお、令和7年度以降も、継続して実施。(各年度平均3件予定)

(注) 民間あっせん機関によって成立した特別養子縁組については、本市に関係した縁組とは限りません。

【表 本市にある民間あっせん機関による特別養子縁組成立件数
(児童相談所部門確認分)】

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
2	2	4	3	3

(注) 令和元年度から令和3年度は、奈良県中央こども家庭相談センターでの確認分

(2) 今後の取組

定期的な措置状況の確認により、実親との交流の途絶えたケース、実親の行方不明や特別養子縁組不同意ケース等に対する特別養子縁組へむけた手順を構築します。

(3) 整備すべき見込量等（定量的な整備目標等）

項目	現在の整備・取組状況等 【現況値】	資源の必要量 【目標値・推定値】	整備すべき見込量 (定量的な整備目標)				
			R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	令和4年度及び令和5年度	令和7年度から 令和11年度まで	R7	R8	R9	R10	R11
	各年度0件	2件以上	2件以上				
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数(本市 に関係した縁組とは限らず)	令和4年度及び令和5年度	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
	各年度3件	3件	3	3	3	3	3

(4) 評価のための指標

- 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数
- 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数
- 実親との交流の途絶えたケース、実親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数
- フォスタリング機関（児童相談所を含む）、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数
- 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数
- 民間あっせん機関に対する支援、連携の有無

第8章 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

1 国の策定要領の算式による里親等委託が必要な子ども数の見込みについて

国の策定要領に記載された算式1及び算式2により、それぞれ里親等委託が必要な子ども数を算出します。

(1) 算出の基礎

算出の基礎の数値は、令和6年9月1日時点とします。

代替養育を必要とする子どもの数（令和6年9月1日時点）（単位：人）

	乳児院、児童養護施設、里親、FH（ア）	乳児院、児童養護施設、里親、FH以外（イ）	合計（ウ）
3歳未満	9	1	10
3歳以上就学前	9	0	9
学童期以降	55	16	71
計	73	17	90

乳児院、児童養護施設、里親、FHの子どもの数の内訳（令和6年9月1日時点）（単位：人、%）

	乳児院（エ）	児童養護施設（オ）	里親、FH（カ）	計（ア）	里親等委託率
3歳未満	7	0	2	9	22.2%
3歳以上就学前	1	6	2	9	22.2%
学童期以降	0	37	18	55	32.7%
計	8	43	22	73	

(2) 国の策定要領の算式1

（代替養育を必要とする子ども数－（行動上の課題が重篤な子ども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設＜例：児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設＞の入所子ども数））× 里親等委託が必要な子どもの割合※ = 里親等委託が必要な子ども数

※「里親等委託が必要な子どもの割合」を算出する際に活用するデータ

- 代替養育を必要とする子ども数のうち現に里親等委託されている子ども数の割合
- 現に一時保護している子ども数のうち、里親等委託が必要な子ども数の割合
- 現に施設入所している子ども数のうち、里親等委託が必要な子ども数の割合（下記により算出した子ども数の合計）

<乳幼児>

- 乳児院に半年以上措置されている乳幼児数
- 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数
- 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数

<学童期以降>

- 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数

(3) 算式1による里親等委託が必要な子ども数

※里親等委託が必要な子ども数を割合でなく、人数から算出します。

里親委託が必要な子どもの数 (A+B+C)

- A. 代替養育を必要とする子ども数のうち現に里親等委託されている子ども数 22人 (カ)
 - B. 現に一時保護している子ども数のうち、里親等委託が必要な子ども数 0人
 - C. 現に施設入所している子ども数のうち、里親等委託が必要な子ども数 39人
- (下記により算出した子ども数の合計)

<乳幼児>

(単位：人)

D. 乳児院に半年以上措置されている乳幼児数	3歳未満	6
	3歳以上就学前	1
E. 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数	3歳以上就学前	5
F. 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数	3歳以上就学前	1

(重複を除く)

<学童期以降>

(単位：人)

G. 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数	学童期以降	26
---------------------------------	-------	----

<里親等委託が必要な子ども数を引いた後の乳児院に入所している子ども数>

(単位：人)

	乳児院 (エ)	D	エ-D=H
3歳未満	7	6	1
3歳以上就学前	1	1	0
計	8	7	1

<里親等委託が必要な子ども数を引いた後の児童養護施設に入所している子ども数>

(単位：人)

	児童養護施設 (オ)	E+F	オ-(E+F)
3歳以上就学前	6	6	0

	児童養護施設 (オ)	G	オ-(G)=I
学童期以降	37	26	11

※算式1による里親等委託が必要な子ども数は、以下のとおりです。

(単位：人、%)

	乳児院 (H)	児童養護施設 (I)	里親、FH (カ)	(乳児院+児童養護施設)のうち里親等委託が必要な子ども $D+E+F+G=C$	計 (ア)	(再掲) 里親等委託が必要な子ども (カ+C)=J	里親等委託率 $J/A * 100$
3歳未満	1	0	2	6	9	8	88.9%
3歳以上就学前	0	0	2	7	9	9	100.0%
学童期以降	0	11	18	26	55	44	80.0%
計	1	11	22	39	73	61	

(参考)

B. 現に一時保護している子ども数のうち、里親等委託が必要な子ども数

<代替養育が望ましい潜在的な児童>

	一時保護中の児童数 (A)	(A)のうち里親委託等 が望ましい児童	(A)のうち施設入所 が望ましい児童
3歳未満	0	0	0
3歳～就学前	2	0	0
学童期以降	7	0	1
計	9	0	1

(注) 計画策定にあたり、令和6年9月1日時点における一時保護中の児童のうち、代替養育が必要と考えられる児童を抽出(市子ども支援課調べ)

(4) 国の策定要領の算式2

(算式2) 里親等委託が必要な子ども数

(代替養育を必要とする子ども数 - <行動上の課題が重篤な子ども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設(例：児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設)の入所子ども数>) × 里親等委託が必要な子どもの割合※ = 里親等委託が必要な子ども数

※「里親等委託が必要な子どもの割合」を算出する際に活用するデータ

a. 代替養育を必要とする子ども数のうち現に里親等委託されている子ども数の割合

b. 現に一時保護している子ども数のうち、里親等委託が必要な子ども数の割合

c. 現に施設入所している子ども数のうち、里親等委託が必要な子ども数の割合(下記により算出した子ども数)

・ 現に施設入所している全ケースのうち、里親等委託が必要な子ども数(又は施設入所が長期化しているなど、結果として里親等委託が適当であった子ども数)

d. 現に代替養育の対象となっていない在宅の子どもで、代替養育を必要とする可能性が高くなっている子ども数のうち、里親等委託が必要な子ども数の割合

(5) 算式2による里親等委託が必要な子ども数

※里親等委託が必要な子ども数を割合でなく、人数から算出します。

里親委託が必要な子どもの数 (A+B+C+D)

- A. 代替養育を必要とする子ども数のうち現に里親等委託されている子ども数 22人
- B. 現に一時保護している子ども数のうち、里親等委託が必要な子ども数 0人
- C. 現に施設入所している子ども数のうち、里親等委託が必要な子ども数 (下記により算出した子ども数)
 - ・現に施設入所している全ケースのうち、里親等委託が必要な子ども数 (又は施設入所が長期化しているなど、結果として里親等委託が適当であった子ども数) 18人
- D. 現に代替養育の対象となっていない在宅の子どもで、代替養育を必要とする可能性が高くなっている子ども数のうち、里親等委託が必要な子ども数 2人

(内訳)

C 現に施設入所している子ども数のうち、里親等委託が必要な子ども数
(単位：人)

施設入所している児童	51
(内訳)	
施設入所している児童のうち里親等委託が必要な子ども数 (C)	18
施設入所している児童のうち里親等委託が困難な子ども数 (K)	33

(単位：人)

施設入所している児童のうち里親等委託が必要な子ども数 (C)	所属
3歳未満 (L)	1 乳児院
3歳～就学前	0
学童期以降 (M)	17 児童養護施設

D. 現に代替養育の対象となっていない在宅の子どもで、代替養育を必要とする可能性が高くなっている子ども数のうち、里親等委託が必要な子ども数

※令和5年度の要対協管理ケースの内、重症度が最重度で一時保護を検討した児童として、算出する。

(単位：人)

令和5年度の要対協管理ケースの内、重症度が最重度で一時保護を検討した児童	3歳未満	2
--------------------------------------	------	---

<里親等委託が必要な子ども数を引いた後の乳児院に入所している子ども数>

(単位：人)

	乳児院 (エ)	L	エ - (L) = 0
3歳未満	7	1	6
3歳以上就学前	1	0	1
計	8	1	7

<里親等委託が必要な子ども数を引いた後の児童養護施設に入所している子ども数>

(単位：人)

	児童養護施設 (オ)	M	オ - (M) = P
学童期以降	37	17	20

※算式2による里親等委託が必要な子ども数は、以下のとおりです。

(単位：人、%)

	乳児院 (O)	児童養護施設 (P)	里親、FH (A)	(乳児院+児童養護施設)のうち里親等委託が必要な子ども L+M= (C)	在宅児童 (D)	計 A+C+D+O+P= (Q)	(再掲) 里親等委託が必要な子ども (A+C+D) = (R)	里親等委託率 R/Q * 100
3歳未満	6	0	2	1	2	11	5	45.5%
3歳~就学前	1	6	2	0	0	9	2	22.2%
学童期以降	0	20	18	17	0	55	35	63.6%
計	7	26	22	18	2	75	42	

(参考)

【表 里親等委託が困難な理由】

(単位：人)

理由	人数	所属
保護者の同意が得られない	23	
3歳未満	6	乳児院
3歳~就学前	5	児童養護施設
学童期以降	12	児童養護施設
きょうだいを受け入れる里親等が見つからない	0	
委託可能な里親が見つからない	4	
3歳~就学前	1	乳児院
学童期以降	3	児童養護施設
その他(児童の同意が得られない等)	6	
学童期以降	6	児童養護施設
合計 (K)	33	

2 本市の里親等委託が必要な子ども数の見込みについて

国の策定要領の算式1及び算式2で算出した里親等委託が必要な子ども数の推計値を踏まえつつ、第5章で算出した代替養育が必要な子ども数の見込から、本市の里親等委託が必要な子ども数を見込みます。

令和11年度では、代替養育が必要な子ども数の104人のうち、里親委託数が44人、FH<ファミリーホーム>委託15人となり、合計59人となります。59人のうち、3歳未満が9人、3歳～就学前が9人、学童期以降が41人となります。

【表 里親等の委託が必要な子ども数の見込み】

		R4年度		R5年度	R6年度(基準値)		目標値(推定値)				
		R4.4.1 時点	R5.3.31 時点	R6.3.31 時点	R6.9.1 時点	R7.3.31 時点(見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
(A)里親登録数	(世帯数)	26	33	37	38	45	51	57	63	69	75
養育里親		17	23	26	27	31	36	40	44	48	53
養子縁組里親		12	16	19	21	23	26	29	32	35	38
専門里親		1	1	1	0	0	0	1	1	1	2
親族里親		3	3	3	2	3	3	3	3	3	4
(B)FH<ファミリーホーム>	((B1)箇所数)	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3
	((B2)定員数)	6	6	6	6	6	12	12	12	18	18
(C)里親委託児童数	3歳未満	0	0	2	2	2	2	3	5	7	9
	3歳～就学前	1	2	2	2	2	2	2	4	3	6
	学童期以降	9	9	10	10	11	13	18	22	24	29
	計	10	11	14	14	15	17	23	31	34	44
(D)FH<ファミリーホーム> 委託児童数	3歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3歳～就学前	0	0	0	0	0	1	2	2	3	3
	学童期以降	4	6	8	8	8	9	9	9	12	12
	計	4	6	8	8	8	10	11	11	15	15
(E)=(C+D)	3歳未満	0	0	2	2	2	2	3	5	7	9
	3歳～就学前	1	2	2	2	2	3	4	6	6	9
	学童期以降	13	15	18	18	19	22	27	31	36	41
里親+FH<ファミリーホーム> の委託児童数	計	14	17	22	22	23	27	34	42	49	59

(注)FH<ファミリーホーム>の令和5、6年度において、定員数よりも、委託児童数が上回っているのは、市外のFH<ファミリーホーム>に児童を委託しているためである。

また、里親等委託率は、令和11年度では、3歳未満が81.8%、3歳～就学前が75%、学童期以降が50.6%となります。

【表 施設での養育が必要な子ども数の見込み】

		R4年度		R5年度	R6年度(基準値)		目標値(推定値)				
		R4.4.1 時点	R5.3.31 時点	R6.3.31 時点	R6.9.1 時点	R7.3.31 時点(見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
(F)乳児院の措置児童数	3歳未満	4	8	7	7	7	7	6	5	4	2
	3歳～就学前	2	0	2	1	1	2	2	2	2	1
	学童期以降	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	6	8	9	8	8	9	8	7	6	3
(G)児童養護施設の措置児童数	3歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3歳～就学前	2	4	6	6	6	4	4	3	3	2
	学童期以降	39	33	37	37	38	41	41	41	41	40
	計	41	37	43	43	44	45	45	44	44	42
(H)=(F+G) 乳児院+児童養護施設の委託児童数	3歳未満	4	8	7	7	7	7	6	5	4	2
	3歳～就学前	4	4	8	7	7	6	6	5	5	3
	学童期以降	39	33	37	37	38	41	41	41	41	40
	計	47	45	52	51	52	54	53	51	50	45

(J)=(E+H)代替養育必要児童数 里親+FH<ファミリーホーム> +乳児院+児童養護施設	3歳未満	4	8	9	9	9	9	9	10	11	11
	3歳～就学前	5	6	10	9	9	9	10	11	11	12
	学童期以降	52	48	55	55	57	63	68	72	77	81
	計	61	62	74	73	75	81	87	93	99	104

(K)登録率 =(里親登録数(A)×平均児童受託数(1.3) +FH定員数(B2))/代替養育必要児童数(J)		65.2%	78.9%	73.1%	75.9%	86.0%	96.7%	99.0%	101.0%	108.8%	111.1%
(M)里親等委託率 =(里親(C)+FH<ファミリーホーム>の委託児童数(D))/ 代替養育必要児童数(J)	3歳未満	0.0%	0.0%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	33.3%	50.0%	63.6%	81.8%
	3歳～就学前	20.0%	33.3%	20.0%	22.2%	22.2%	33.3%	40.0%	54.5%	54.5%	75.0%
	(学童期以降)	25.0%	31.3%	32.7%	32.7%	33.3%	34.9%	39.7%	43.1%	46.8%	50.6%
	計	23.0%	27.4%	29.7%	30.1%	30.7%	33.3%	39.1%	45.2%	49.5%	56.7%
(N)稼働率 =(里親(C)+FHの委託児童数(D))/(里親登録 数(A)×平均児童受託数(1.3)+FH定員数 (B2))		35.2%	34.8%	40.7%	39.7%	35.7%	34.5%	39.5%	44.7%	45.5%	51.1%

(注) 里親への平均受託児童数を1.3とする。

3 里親登録(認定)に係る審議会の開催件数

里親登録(認定)に係る審議は、社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会において行い、年6回の開催予定です。

4 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

本市では、里親担当チームを3名で編成して、各関係機関と連携しつつ、一連の里親養育包括支援(フォスタリング)業務を担っています。

里親支援センターは、市内には設置されていませんが、市外の1カ所が社会福祉法人によ

り設置されています。

里親支援センターには、奈良市里親支援事業として、里親制度の普及促進、里親研修、里親家庭の訪問支援を委託しています。

里親登録世帯を対象としたスキルアップ研修については、令和5年度は2回実施しましたが受講者はありませんでした。令和7年度以降については、年2回以上を予定しています。

5 整備すべき見込量（定量的な整備目標等）

以下の3項目について、整備すべき見込量（定量的な整備の目標）は、「2 本市の里親等委託が必要な子ども数の見込みについて」に記載しています。

- 3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率
- 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数、新規里親登録（認定）数、委託里親数、委託子ども数
- ファミリーホーム数、新規ホーム数、委託子ども数

○その他の整備すべき見込量（定量的な整備目標等）

項目	現在の整備・取組状況等【現況値】	資源の必要量【目標値・推定値】	整備すべき見込量（定量的な整備目標）				
			R7	R8	R9	R10	R11
里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	令和5年度	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
	4回	6回	6	6	6	6	6
里親登録世帯を対象としたスキルアップ研修の実施回数、受講世帯数	令和5年度	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
	実施回数：2回	実施回数：2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上
	里親登録世帯数：37世帯	里親登録世帯数（見込）：75世帯	51	57	63	69	75
	受講世帯数：0世帯	受講世帯数：15世帯（受講対象世帯数の20%）	10	11	13	14	15

6 評価のための指標

- 3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率
- 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数、新規里親登録（認定）数、委託里親数、委託子ども数
- FH<ファミリーホーム>数、新規ホーム数、委託子ども数
- 里親登録（認定）に対する委託里親の割合（年間に1回でも委託のあった里親数）
- 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数
- 里親登録世帯を対象としたスキルアップ研修の実施回数、受講者数

第9章 一時保護改革に向けた取組

1 一時保護の現状

(1) 本市の一時保護所について

本市の一時保護所は、令和4年4月の児童相談所の開設にあわせて設置しました。一時保護所の設置にあたっては、以下の5つの支援にかかわる方針を設定しました。

○ 子どもの安心・安全が確保される場所

外部からの不当な侵入や子どもの視認を防止します。また、事故等を防止するため、施設の構造は子どものプライバシーに配慮した上で死角をなくし、子どもの安心・安全を守ります。

○ 一人一人の子どもの状況に応じることができる場所

一時保護を行う背景は、虐待や非行等さまざまであり、それぞれの状況に応じて適切に対応します。また、子ども一人一人に細やかな対応を原則とし、居室は個室化を行い、日中活動の混合処遇への対応についても検討していきます。

○ 子どもの権利擁護を図る場所

一時保護所の利用や子どもの安全確保等の目的のための外出や生活上の制限は、子どもの最善の利益を第一に考慮して判断し、子どもの権利の制限は必要最小限とします。

また、制限を行う場合は、子どもの理解力に応じて丁寧に説明し、納得を得られるよう努めます。

そして、明るく温かみのある空間を形成し、生活習慣を身につけられるような、できるだけ家庭環境に近い生活環境を実現します。

○ 学習の機会を保障する場所

それぞれの子どもの理解度に応じた学習の機会を提供するとともに、進路選択を控える子どもには個別で学習の機会を設ける等により、子どもの希望に沿った支援を行います。

教育委員会と連携のとりやすい基礎自治体のメリットを活かし、子ども一人一人の原籍校での学習状況を把握したうえで、学習の機会を提供し、一時保護を解除する際には、一時保護所での学習内容を原籍校に伝達することにより、一時保護を行うことが子どもの不利益にならないようにします。

○ 地域における社会資源と連携した子どもへの支援

一時保護の期間はできるだけ短期間とし、解除後に家庭へ戻る際には、地域における社会資源と連携した支援を目指します。

以上の5つの支援にかかわる方針をもとに、保護が必要な18歳未満の子どもを一時的に預かり、安全が確保された環境の中で、子どもの気持ちに寄り添いながら、治療的ケ

アを含めた支援を行っています。子どもの安全確保を最優先とするため、一時保護所での緊急保護は子どもの自由な外出を制限する環境で行い、子どもが初めて家庭を離れて生活する施設となることが多いことから、子どもが安心して生活することができるよう、一人一人に目を配り、家庭的な雰囲気のもとで一時保護を行っています。

また、令和4年度には社会福祉審議会児童福祉専門分科会第三者評価部会において、職員へのヒアリングなどを行い、第三者評価を実施しました。

加えて、令和4年改正児童福祉法を踏まえ、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」(令和6年内閣府令第27号)及び「一時保護施設ガイドライン」(令和6年3月30日付こ支虐第165号こども家庭庁支援局通知)が示されており、本市においては国が定める基準やガイドラインに基づき、令和6年度に「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定しました。

①定員

一時保護所の定員は12名(男児学童4名・女児学童4名・幼児4名)です。

②子どもの権利保障

- 子どもの権利について、子どもの発達や特性に配慮し、子どもが理解しやすいよう工夫をしながら説明を行っています。

- 子どもの意見表明支援事業(子どもアドボケイト)も活用し、子どもが意見を表明しやすいよう工夫をしています。

- 子どもの意見表明を促す「けんりワーク」を行っています。

③学習保障

- 教育、学習支援は、子どもたちの事情に合わせた対応を行っていますが、可能な限り、在籍校に通学できるよう支援しています。

また、一時保護所内では教員OBの職員が勤務し、学習プログラム等の企画や調整を行っています。

- 学校によっては日々の授業をオンライン配信しているところもあり、その場合は一時保護所内のWi-Fi環境を用いてタブレット端末で授業を受けることができるよう、柔軟に対応しています。

④観察会議

観察会議には一時保護所職員だけでなく、児童福祉司、児童心理司や小児科医も参加しており、多職種により個別援助方針の検討を行っています。

⑤児童へのアンケート・意見箱

- 2週間に1回、入所児童へアンケートを実施し、退所時にも児童にアンケートを実施しています。

- 一時保護所内には3カ所、意見箱を設置しています。

- アンケートや意見箱の意見により、一時保護所内のルールの見直しを図っています。

⑥研修

一時保護所の職員に対して、子どもの関わり方、行動観察の仕方、スーパーバイザー研修など、所内研修を21回（受講者各回平均12.5人）、所外研修を12回（受講者各回1人）、行いました。（令和5年度実績）

(2) 本市の一時保護について

- 令和5年度で一時保護所に在籍した子ども及び乳児院・児童養護施設等に一時保護を委託した子どもは、前年度より45人多い129名、（前年度比154%）に増加しました。平成30年度の一時保護児童数と比較すると、令和5年度は2.93倍(85人増)です。

【表 一時保護（委託）児童数（奈良市分）の推移】

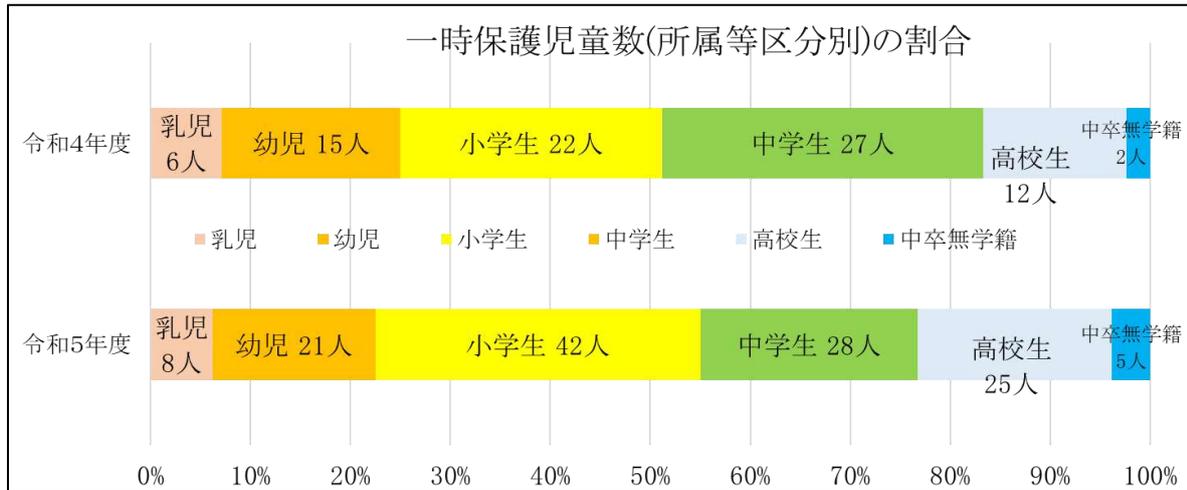
	奈良県こども家庭相談センター(奈良市分)				奈良市子どもセンター	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一時保護人数	44人	103人	75人	71人	84人	129人
R4年度比	—	—	—	—	100%	154%
H30年度比	100%	234%	170%	161%	191%	293%

- 令和5年度は、小学生42人で32.6%、高校生25人と中卒無学籍5人をあわせて30人で23.3%を占めます。

- 前年度より乳児2人、幼児6人、小学生20人、中学生1人、高校生13人、中卒無学籍3人の計45人が増加しました。

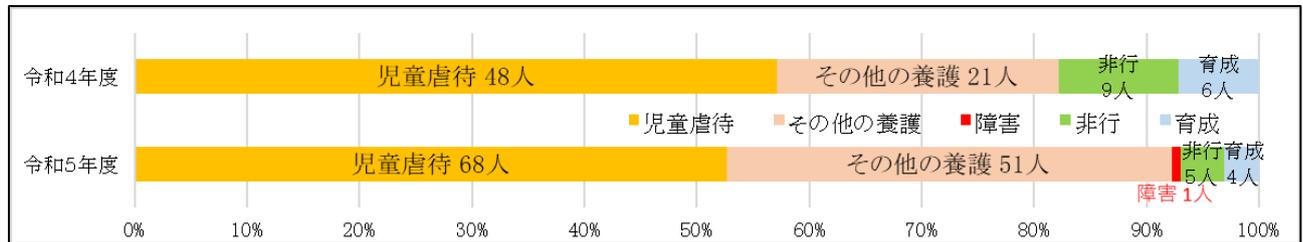
【表 一時保護（委託）児童の所属等区別人数と割合】

所属等区分	乳児		幼児		小学生		中学生		高校生		中卒無学籍		計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
令和4年度	6人	7.1%	15人	17.9%	22人	26.2%	27人	32.1%	12人	14.3%	2人	2.4%	84人	100%
令和5年度	8人	6.2%	21人	16.3%	42人	32.6%	28人	21.7%	25人	19.4%	5人	3.9%	129人	100%
R5-R4	2人	133%	6人	140%	20人	191%	1人	104%	13人	208%	3人	250%	45人	154%



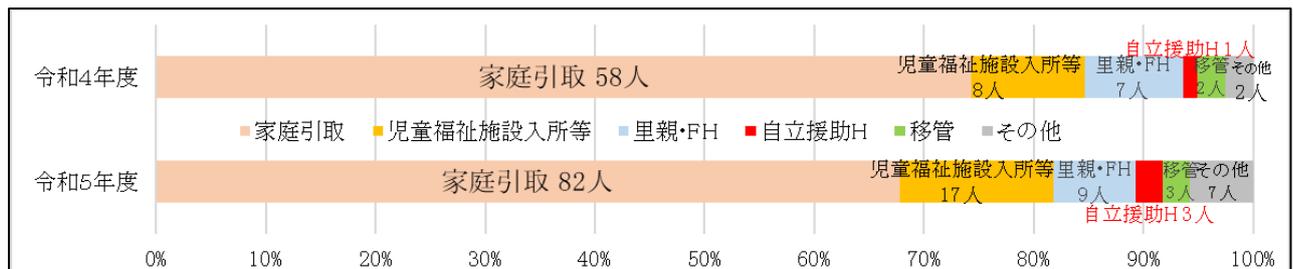
● 児童虐待相談による保護が全体の過半数を占めます。
 令和5年度は、児童虐待相談による保護が前年度より20人多い68人でした。
 (前年度比142%)

【表 一時保護(委託)児童数(相談種別)の人数と割合】



● 一時保護解除後は、令和5年度で、家庭引き取りが82人で67.8%、里親・施設入所等が29人、24%となっています。

【表 一時保護解除後の援助別支援】



(注) P11の表を再掲

●通学率は、令和4年度の24.6%から令和5年度は31.6%に上昇しました。
 通学児童数は、前年度の15人から15人多い30人に増加。通学児30人中12人は一時保護委託先からの通学歴あり。特に小学生が前年度の5人から8人多い13人(前年度比260%)に増加しました。

【表 一時保護(委託)児童の通学状況】

(単位:人、%)

所属区分	小学生				中学生				高校生				計			
	保護児	通学 人数	左のうち 委託先から	通学率												
令和4年度	22人	5人	2人	22.7%	27人	5人	3人	18.5%	12人	5人	2人	41.7%	61人	15人	7人	24.6%
令和5年度	42人	13人	4人	31.0%	28人	11人	3人	39.3%	25人	6人	5人	24.0%	95人	30人	12人	31.6%
R5-R4	20人	8人	2人	—	1人	6人	0人	—	13人	1人	3人	—	34人	15人	5人	—
R5/R4	191%	260%	200%	—	104%	220%	100%	—	208%	120%	250%	—	156%	200%	171%	—

●令和5年度の一時保護人数は129人で、5,518日(前年度84人、3,971日)。
 前年度より1,547日増(前年度比139%)。
 一日あたりの保護人数は、15.1人、前年度より4.2人/日増加しました。
 一人あたりの保護日数は、42.8日、前年度より4.5日/人短いです。

【表 一時保護(委託)人数と一時保護(委託)日数】

	児童毎の実績				場所毎の実績					
	人数	日数(日)	1日当たり の人数	1人当たり の日数	延件数			延日数(日)		
					直営分	委託分	計	直営分	委託分	計
令和4年度	84人	3,971	10.9人/日	47.3日/人	77件	46件	123件	2,633	1,376	4,009
令和5年度	129人	5,518	15.1人/日	42.8日/人	107件	51件	158件	2,834	2,713	5,547
R5-R4	45人	1,547	4.2人/日	-4.5日/人	30件	5件	35件	201	1,337	1,538
R5/R4	154%	139%	139%	90%	139%	111%	128%	108%	197%	138%

●一時保護委託が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等における確保数は、下記のとおりです。

【表 県内における一時保護委託が可能な里親・FH、児童福祉施設等の確保数】

里親登録世帯数(市内)	37
-------------	----

(令和6年3月31日時点)

施設の種類	県内施設数	うち市内施設数
FH<ファミリーホーム>	6	1
乳児院	2	0
児童養護施設	6	0

2 一時保護所で生活したことがある児童のアンケート調査から

質問 一時保護所で生活して「よかった」と思ったことについて教えてください。
(複数回答可) (回答者数 40 人)

回答

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	一緒にいる子どもたちと遊んだり、話ができる。	25	15.4%	62.5%
2	ご飯がおいしい。	27	16.7%	67.5%
3	学校に行けたこと、学校に行く習慣ができた。	16	9.9%	40.0%
4	本を読んだり、好きなゲームやおもちゃで遊べる。	20	12.3%	50.0%
5	早寝、早起きなどの生活のリズムを整えることができる。	25	15.4%	62.5%
6	安心して過ごせる。	22	13.6%	55.0%
7	家族のことを考えたり、話すことができる。	14	8.6%	35.0%
8	自分のこれからのことを考えたり、話すことができる。	13	8.0%	32.5%
	合計	162	100.0%	

質問 一時保護所で生活して「嫌だったこと」「変えてほしかったこと」があれば、教えてください。（複数回答可）（回答者数 40 人）

回答

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	一時保護所の中で自由に過ごせない。	14	8.0%	35.0%
2	私物（お家にあった自分のものやお気に入りのもの）が使えない。	16	9.1%	40.0%
3	スマホや携帯を持つことができない。	21	11.9%	52.5%
4	一時保護所の職員が決めた服を着なくてははいけない。	14	8.0%	35.0%
5	家族と会いたいときや話したいときに、会ったり話したりできない。	15	8.5%	37.5%
6	友だちと会いたいときや話したいときに、会ったり話したりできない。	12	6.8%	30.0%
7	自由に外に出られない。	22	12.5%	55.0%
8	自分が行きたいと言っても、そこに出かけられない。	17	9.7%	42.5%
9	一人になりたいときになれない。	10	5.7%	25.0%
10	一時保護所の職員に相談したり、話をしたくても、できない。	6	3.4%	15.0%
11	児童相談所や子どもセンターの人（ケースワーカーや心理司）に相談したり、話をしたくても、できない。	3	1.7%	7.5%
12	子ども同士で自由に話をすることができない。	7	4.0%	17.5%
13	自分がこれからどうなるか、わからないこと。	19	10.8%	47.5%
	合計	176	100.0%	

【結果】

●一時保護所での生活で、食べる、寝る、起きるといった生活の基本ができたことやほかの児童とのコミュニケーションへの満足度が高いです。

「ご飯がおいしい。」16.7%（回答者数 40 人の内 27 人、回答者比率 67.5%）

「早寝、早起きなどの生活のリズムを整えることができる」

15.4%（回答者数 40 人の内 25 人、回答者比率 62.5%）

「一緒にいる子どもたちと遊んだり、話ができる。」

15.4%（回答者数 40 人の内 25 人、回答者比率 62.5%）

- 一時保護所で生活する上で行動上での自由への制約や持ち物など物質的な制約を感じています。

「自由に外に出られない。」12.5%（回答者数40人の内22人、回答者比率55.5%）

「スマホや携帯を持つことができない。」11.9%（回答者数40人の内21人。回答者比率52.5%）

- 将来への不安が大きいです。

「自分がこれからどうなるか、わからないこと。」

10.8%（回答者数40人の内19人、回答者比率47.5%）

3 一時保護の今後の取組

- 子どもの権利に関する啓発をおこない、アドボケイト、意見箱などの手段による意見聴取を行うとともに、意見に対するフィードバックを適切に行います。また、一時保護委託をした施設に対しても周知します。
- 児童の学習環境を整備し、可能な場合は通学をおこない、可能でない場合においても、子どもの理解度に応じた学習の機会を提供し、学習権を保障します。
- 一時保護所に対する第三者評価を引き続き実施します。
- 一時保護所の職員に対して、専門性をより向上させるため、所内及び所外研修の充実を図り、令和7年度以降も引き続き実施していきます。

4 整備すべき見込量等（定量的な整備目標等）

項目	現在の整備・取組状況等 【現況値】	資源の必要量 【目標値・推定値】	整備すべき見込量 (定量的な整備目標)				
			R7	R8	R9	R10	R11
一時保護施設の定員数	令和5年度	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
	12人	12人	12	12	12	12	12
委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設の確保数	令和5年度	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
	里親: 37世帯	里親: 75世帯	51	57	63	69	75
	FH: 市内1カ所	FH: 市内3カ所	2	2	2	3	3
	乳児院: 市内0カ所 (県内2カ所)	乳児院: 市内0カ所 (県内2カ所)	0(2)	0(2)	0(2)	0(2)	0(2)
	児童養護施設: 市内0カ所 (県内6カ所)	児童養護施設: 市内0カ所 (県内6カ所)	0(6)	0(6)	0(6)	0(6)	0(6)
一時保護所の職員に対する研修の実施回数	令和5年度	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
	所内研修: 21回 (各回約12人)	所内研修: 20回 (各回約12人)	20	20	20	20	20
	所外研修: 12回 (各回1人)	所外研修: 10回 (各回1人)	10	10	10	10	10
一時保護所への第三者評価の実施	令和4年度	令和7年度、令和10年度	R7	R8	R9	R10	R11
	実施	おおむね3年に1回実施	1	0	0	1	0
一時保護(委託)児童の通学の割合	令和5年度	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
	31.6%	50%	37	41	45	47	50

5 評価のための指標

- 一時保護所の定員数
- 委託一時保護が可能な里親・FH、児童福祉施設等の確保数
- 一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数
- 一時保護所の第三者評価の実施状況
- 一時保護(委託)児童の通学の割合
- 一時保護施設の平均入所日数
- 一時保護施設の平均入所率

第10章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

1 施設での養育が必要な子ども数の見込み

施設での養育が必要な子ども数(3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降)の見込みは、第5章で算出した代替養育が必要な子ども数の見込みから、第9章で算出した里親等委託が必要な子ども数の見込みを引いて算出します。

令和11年度では45人で、そのうち乳児院への措置児童数が3人、児童養護施設への措置児童数が42人です。45人のうち、3歳未満が2人、3歳～就学前が3人、学童期以降が40人となります。

【表 施設での養育が必要な子ども数の見込み】

		R4年度		R5年度		R6年度(基準値)		目標値(推定値)				
		R4.4.1 時点	R5.3.31 時点	R6.3.31 時点	R6.9.1 時点	R7.3.31 時点(見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
(F)乳児院の措置児童数	3歳未満	4	8	7	7	7	7	6	5	4	2	
	3歳～就学前	2	0	2	1	1	2	2	2	2	1	
	学童期以降	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	6	8	9	8	8	9	8	7	6	3	
(G)児童養護施設の措置児童数	3歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3歳～就学前	2	4	6	6	6	4	4	3	3	2	
	学童期以降	39	33	37	37	38	41	41	41	41	40	
	計	41	37	43	43	44	45	45	44	44	42	
(H)=(F+G) 乳児院+児童養護施設の委託児童数	3歳未満	4	8	7	7	7	7	6	5	4	2	
	3歳～就学前	4	4	8	7	7	6	6	5	5	3	
	学童期以降	39	33	37	37	38	41	41	41	41	40	
	計	47	45	52	51	52	54	53	51	50	45	

(J)=(E+H)代替養育必要児童数 里親+FH<ファミリーホーム> +乳児院+児童養護施設	3歳未満	4	8	9	9	9	9	9	10	11	11
	3歳～就学前	5	6	10	9	9	9	10	11	11	12
	学童期以降	52	48	55	55	57	63	68	72	77	81
	計	61	62	74	73	75	81	87	93	99	104

(K)登録率 =(里親登録数(A)×平均児童受託数(1.3) +FH定員数(B2))/代替養育必要児童数(J)		65.2%	78.9%	73.1%	75.9%	86.0%	96.7%	99.0%	101.0%	108.8%	111.1%
(M)里親等委託率 =(里親(C)+FH<ファミリー ホーム>の委託児童数(D))/ 代替養育必要児童数(J)	3歳未満	0.0%	0.0%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	33.3%	50.0%	63.6%	81.8%
	3歳～就学前	20.0%	33.3%	20.0%	22.2%	22.2%	33.3%	40.0%	54.5%	54.5%	75.0%
	(学童期以降)	25.0%	31.3%	32.7%	32.7%	33.3%	34.9%	39.7%	43.1%	46.8%	50.6%
	計	23.0%	27.4%	29.7%	30.1%	30.7%	33.3%	39.1%	45.2%	49.5%	56.7%
(N)稼働率 =(里親(C)+FHの委託児童数(D))/(里親登録 数(A)×平均児童受託数(1.3)+FH定員数 (B2))		35.2%	34.8%	40.7%	39.7%	35.7%	34.5%	39.5%	44.7%	45.5%	51.1%

(注1) P67の表の再掲。

(注2) 里親への平均受託児童数を1.3とする。

2 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 現状

市内には、母子生活支援施設が1ヵ所、児童自立支援施設1ヵ所が設置されています。児童自立支援施設は県立です。

母子生活支援施設については、DV関係を要因とする母子の入居が主な状況です。心理担当職員、個別対応職員が配置されており、子育て短期支援事業の委託実績があります。

一方で、市内には、乳児院、児童養護施設、一時保護専用施設、児童家庭支援センター、里親支援センターは設置されていません。

(2) 今後の取組

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等の支援に対する母子生活支援施設の利用について、妊産婦等生活援助事業の実施とともに、検討します。

(3) 整備すべき見込量等（定量的な目標値等）

項目	現在の整備・取組状況等【現況値】		資源の必要量【目標値・推定値】		整備すべき見込量（定量的な整備目標）				
	令和5年度	令和11年度	令和5年度	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
母子生活支援施設の養育機能強化のための専門職（心理療法担当職員、個別対応職員）の加配職員数	心理療法担当職員				/	/	/	/	/
	1人	1人	1	1	1	1	1	1	1
	個別対応職員				/	/	/	/	/
	1人	1人	1	1	1	1	1	1	1
妊産婦等生活援助事業の実施施設の内、母子生活支援施設を活用したケース	令和5年度	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11		
	—	2件以上	2件以上						
母子生活支援施設に本市の家庭支援事業を委託したケース（子育て短期支援事業）	令和5年度	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11		
	2件	3件	2	2	3	3	3		

(4) 評価のための指標

- 母子生活支援施設の養育機能強化のための専門職（心理療法担当職員、個別対応職員等）の加配職員数
- 妊産婦等生活援助事業の実施施設の内、母子生活支援施設などを活用したケース
- 母子生活支援施設に本市の家庭支援事業を委託したケース
（子育て短期支援事業）

第 11 章 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

1 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

<現状と見込>

社会的養護自立支援事業において、支援計画を策定した人数は、令和4年度で9人、令和5年度で10人です。また、相談支援をおこなった人数は、支援実人数で、令和4年度で21人、令和5年度で27人です。施設等からの退所者が毎年10名程度あり、支援は1年単位に限らず、複数年に継続するケースが積みあがっています。

令和7年度以降では、自立支援計画の策定が必要な人数は各年度15人程度、相談支援については、50人程度を見込んでいます。

2 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

(1) 現状と課題

児童福祉法に基づき、里親等への委託や児童養護施設等への入所の措置等を経験した者は、措置等を解除された後も、自らの家庭に頼ることができず、自立後もしくは成人した後も社会の中で自立して生活していく中で困難を抱える場合が多いです。

(2) 児童自立生活援助事業について

市内には、令和6年3月31日時点で、児童自立生活援助事業Ⅰ型を実施できる自立援助ホームは3カ所あり、定員はあわせて15名となっています。Ⅱ型については、該当の事業所はありません。Ⅲ型を実施できる里親は37世帯、ファミリーホーム1カ所です。

また、児童自立生活援助事業の在籍者は、令和6年3月31日時点で、市内2カ所2人市外1カ所1人です。

(3) 社会的養護自立支援事業について

令和4～6年度は、自立支援コーディネーターを配置するとともに、生活支援相談業務を外部委託して実施しました。

●本市の措置により児童養護施設や里親等に入所している者及び退所した子どもを対象に、相互交流の場の提供、支援計画の策定、相談支援（就職、居住、将来への不安等に関する相談対応、支援物資の送付）を行いました。

●自立支援コーディネーターは、義務教育を修了した入所児童についてニーズを把握した上で相談支援につなげており、卒業をひかえた高校3年生について自立支援コーディネーターが本人・施設の意向を踏まえて計画を策定しています。また、各関係機関の支援の状況をまとめ、自立支援全体を統括しています。

【表 社会的養護自立支援事業の実績】

令和4～6年度			
対象者	①奈良市の措置により児童養護施設や里親の家等に入所している者及び退所した者		
	②①のほか、奈良市が支援を行うことが必要と認めた者		
事業	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込み)
相互交流の場の提供 対象者同士が気軽に集まり交流できる場	対象者①22回 (オンライン) 対象者② 5回	① 10回 ② 13回	① 11回 ② 12回
支援計画の策定 自立に向けた継続的な支援の計画	施設入所中の高校3年生 9人	施設入所中の高校3年生 10人	施設入所中の高校3年生 9人
相談支援 就職、居住、将来への不安等に関する相談対応、支援物資の送付	支援実人数 21人	支援実人数 27人	支援実人数 29人 (新規支援対象者24人 + 継続対象者5人)
法律相談支援 金銭や契約のトラブル等に関する相談	×(実施なし)	×(実施なし)	×(実施なし)
一時避難的かつ短期間の居場所の提供 対象者が帰る先がなくなった場合など、緊急時の生活場所	×(実施なし)	×(実施なし)	×(実施なし)

(4) 社会的養護経験者への自立に向けた支援体制の整備について

社会的養護経験者への自立に向けた身元保証人対策事業として、下記の事業を実施しています。

- ① 就職時、入院時の身元保証 最長3年
- ② 賃貸住宅等賃貸借の連帯保証 最長3年
- ③ 大学等入学時の身元保証 当該教育機関における正規の修業年数

(5) 社会的養護経験者及び施設や里親さんの家、一時保護所で生活している児童のアンケート調査から

①社会的養護経験者の回答から（回答者6人）

●施設や里親宅での生活で、料理や洗濯など生活していく上でのスキルや社会的生活上のルールやマナーを習得している回答が多かったです。

質問「施設や里親さんの家で生活している間に教えてくれたこと、支援してくれたことはどんなことですか。」（複数回答可）

回答

- ・洗濯の方法：回答者6人の内3人
- ・料理（炊事）の方法：回答者6人の内3人
- ・社会生活上の基本的なマナー・ルール：回答者6人の内3人

●進学への準備としては、「奨学金等の紹介や住まいの確保の情報提供を受けていた」という回答が回答者4人全員でした。

質問「進学するに当たって、施設、里親さん、児童相談所（子どもセンター）から実際にしてもらった支援はどれですか。」（複数回答可）

回答

- ・奨学金等の紹介：回答者4人の内4人

●就職への準備としては、仕事に必要な知識、技術、資格取得の支援を受けていたという声がありました。

質問 就職活動を行う際に、施設、里親さん、児童相談所（子どもセンター）から実際にしてもらった支援はどれですか。

回答 仕事に必要な知識、技術などを身につけるための手助けなど：回答者2人の内1人
資格（運転免許や介護ヘルパーの資格など）取得：回答者2人の内1人

- 退所後、退所した施設の職員や里親と話や相談をした方が回答者6人の内5人でした。
- 退所後の今後の施設の職員や里親との関わり方では、回答者6人のうち、「いつでも話せるように関係性を保ちたい」が2人、「何かあったときに相談等ができるように関係性を保ちたい」が2人あり、施設の職員や里親とつながってほしいと思っています。

質問 「現在、退所した施設の職員さんや里親さんと話や相談をすることはありますか。」

回答

	選択肢	回答数	比率
1	ある	5	83.3%
2	ない	1	16.7%
3	無回答	0	0.0%
	合計	6	100.0%

質問 今後の職員さんや里親さんとの関わり方について、どのように感じていますか。

回答

	選択肢	回答数	比率
1	いつでも話せるように関係性を保ちたい	2	33.3%
2	何かあったときに相談等ができるように関係性を保ちたい	2	33.3%
3	どちらともいえない	0	0.0%
4	特に自分から関係性を保つために連絡しようとは思わない	2	33.3%
5	今後は関係性を保ちたくない	0	0.0%
6	その他 ()	0	0.0%
	合計	6	100.0%

②施設や里親さんの家、一時保護所で生活している児童の回答から（回答者 53 人）

●将来のことに対して、関心度が非常に高いです。

質問「これからのこと（家に帰りたい、一人暮らしがしたい、高校に行きたい、大学に行きたい、仕事がしたいなど）について 自分の中で考えることは、ありますか？」

回答「ある」89%(47人)

●児童へのインタビュー調査では、「将来の夢、目標について」の項目においては、退所した後の不安があり、支援を求める声がありました。

③社会的養護経験者及び施設や里親さんの家、一時保護所で生活している児童の両方へのアンケート調査から

●社会的養護経験者と施設や里親さんの家、一時保護所で生活している児童に対して、措置が終了し、退所した後の質問をしましたが、生活面、経済的な面で相談できる場所や自分を受け入れてくれる場所を希望しています。

質問「あなたが生活している施設や里親さんの家を出たとき、どのようなことができれば、安心できますか？（安心できましたか？）」（複数回答可）に対して

ア. 社会的養護経験者の回答から

「生活の中で分からないことや困ったことがあれば相談できるところがある。」

28.6%（回答者 6 人の内 4 人、回答者比率 66.7%）

「お金のことで困ったときに、相談できるところがある。」

28.6%（回答者 6 人の内 4 人、回答者比率 66.7%）

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	生活の中で分からないことや困ったことがあれば相談できるところがある。	4	28.6%	66.7%
2	お金のことで困ったときに、相談できるところがある。	4	28.6%	66.7%
3	不安になったときに、相談できるところがある。	2	14.3%	33.3%
4	施設や里親さんの家を出たあとも、施設の先生や里親さんにそのまま相談できる。	1	7.1%	16.7%
5	施設や里親さんの家を出たあとも、児童相談所や子どもセンターのケースワーカーや心理司にそのまま相談できる。	1	7.1%	16.7%
6	いつでも帰れる場所があること。	2	14.3%	33.3%
7	その他	0	0.0%	0.0%
	合計	14	100.0%	

イ. 施設や里親さんの家、一時保護所で生活している児童の回答から

「いつでも帰れる場所があること」

22.4%（回答者 53 人の内 35 人、回答者比率 66.0%）

「不安になったときに、相談できるところがある。」

21.8%（回答者 53 人の内 34 人、回答者比率 64.2%）

	選択肢	回答数	比率	回答者比率
1	生活の中で分からないことや困ったことがあれば相談できるところがある。	27	17.3%	50.9%
2	お金のことで困ったときに、相談できるところがある。	23	14.7%	43.4%
3	不安になったときに、相談できるところがある。	34	21.8%	64.2%
4	施設や里親さんの家を出たあとも、施設の先生や里親さんにそのまま相談できる。	22	14.1%	41.5%
5	施設や里親さんの家を出たあとも、児童相談所や子どもセンターのケースワーカーや心理司にそのまま相談できる。	12	7.7%	22.6%
6	いつでも帰れる場所があること。	35	22.4%	66.0%
7	その他	3	1.9%	5.7%
	合計	156	100.0%	

（5）今後の取組

社会的養護経験者や施設や里親さんの家、一時保護所で生活している児童のアンケート調査からは、退所後に生活面や経済的な面で相談できる場所、自分を受け入れてくれる場所が求められています。

こうしたことも踏まえつつ、令和7年度からは新たに社会的養護自立支援拠点事業として、これまでの対象者に加え、施設入所歴はないが、奈良市子どもセンターの支援等が行われていた方、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった方（以下「社会的養護経験者等」という。）などへ対象者を拡大します。

そして、社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに対象者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、対象者が帰住先を失っている場合等において、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援や生活支援を行うこと等により、将来の自立に結びつけます。

- 児童自立生活援助事業の実施箇所数は、令和7年度以降もI型の事業所の3カ所が継続されると考えており、措置解除の場合の対応など、連携して支援します。
- 社会的養護自立支援拠点事業として、新たに法律相談や一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施します。
- 各関係機関と連携して、社会的養護自立支援拠点を中心に必要な他のサービスにつなげていきます。
- 就職時、入院時の身元保証、賃貸住宅等賃貸借の連帯保証、大学等入学時の身元保証などの支援を継続して実施します。
- 社会的養護自立支援協議会の設置について、調査、研究していきます。

【表 社会的養護自立支援拠点事業の見込み】

	令和7年度～
対象者	①奈良市の措置により児童養護施設や里親の家等に入所している者及び退所した者 ②一時保護が行われていた者 ③施設入所歴はないが、奈良市子どもセンターの支援等が行われていた者 ④虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者

事業	令和7年度～	備考
相互交流の場の提供 対象者同士が気軽に集まり交流できる場	① 12回 ②～④ 15回	
支援計画の策定 自立に向けた継続的な支援の計画	施設入所中の高校3年生 15人	
相談支援 就職、居住、将来への不安等に関する相談対応、支援物資の送付	50人(支援実人数) (高校生以上入所者約40人 + 継続対象者10人)	毎年10名程度、施設からの退所者あり。 支援は1年単位に限らず、複数年継続するケースが積みあがっている。
法律相談支援 金銭や契約のトラブル等に関する相談	3人(支援実人数)	
一時避難的かつ短期間の居場所の提供 対象者が帰る先がなくなった場合など、緊急時の生活場所	16人(支援実人数)	○18歳以上支援対象者 令和4年度:1人 令和5年度:2人 令和6年度:2人(R6.8.1現在) ○一時保護をしたもの 令和5年度:高校生以上30人うち虐待以外の理由等で本事業の活用可能な児童14人

(注) 対象者の②③④が拡大部分

(6) 整備すべき見込量等（定量的な目標数値等）

項目	現在の整備・取組状況等 【現況値】	資源の必要量 【目標値・推定値】	整備すべき見込量 (定量的な整備目標)				
			R7	R8	R9	R10	R11
児童自立生活援助事業の実 施箇所数 (I型～Ⅲ型それぞれの入居 人数)	令和5年度	令和11年度					
	I型 市内2カ所:3人 (市外1人含む)	I型 市内2カ所:4人	3人	4人	4人	4人	4人
	Ⅱ型(該当施設なし)	Ⅱ型(該当施設なし)	0	0	0	0	0
	Ⅲ型(実施施設なし)	Ⅲ型(実施施設なし)	0	0	0	0	0
社会的養護自立支援拠点事 業の整備箇所	令和5年度	令和11年度	令和7年度から令和11 年度までで				
	—	1カ所	1カ所				

(7) 評価のための指標

- 児童自立生活援助事業の実施箇所数（I型～Ⅲ型それぞれの入居人数）
- 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数
- 社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況

第 12 章 児童相談所の強化等に向けた取組

1 子どもセンター（児童相談所部門）の現状と課題

子どもセンターは、児童相談所と市町村のこども家庭センターとしての機能の一部を有しており、一体的に子どもや家庭への支援を行っています。

また、常勤弁護士、医師、警察 OB を配置することにより、常に専門的視点の入ったアセスメントとケースワークを実施しています。

児童福祉司、児童心理司は、国基準を上回る職員を配置しており、令和 6 年 4 月 1 日時点で、児童福祉司 23 人、児童心理司 11 人です。

児童福祉司スーパーバイザー 3 名及び児童心理司スーパーバイザー 1 名を含む一定の経験のある職員を配置しています。

令和 5 年度には、外部委員による社会福祉審議会児童福祉専門分科会第三者評価部会により、児童相談所の組織体系、業務内容など、第三者評価を実施しました。

子どもセンター所内研修として、児童相談所部門と児童福祉部門の職員に対して、ライフストーリーワーク、ラップアラウンド、トラウマインフォームドケアなど、テーマを設定して、実施しています。（全 15 回、各約 30 人）

一方で、児童相談所を開設して令和 6 年度で 3 年目であり、児童相談所等での経験年数 3 年未満が、児童福祉司で 23 人中 18 人、児童心理司で 11 人中 7 名であり、キャリアアップを図るとともに、スーパーバイザーの役割をする職員を養成していく必要があります。

【表 児童福祉司及び児童心理司等の配置状況（令和6年4月1日時点）】

（単位：人）

	児童福祉司	児童心理司
国基準	14	7
現配置数	23	11
（再掲）正職	17	6
（再掲）会計年度	6	5
（再掲）1年未満	8	0
（再掲）1年以上3年未満	10	7
（再掲）3年以上5年未満	0	1
（再掲）5年以上10年未満	3	2
（再掲）10年以上	2	1
（再掲）スーパーバイザー配置数	3	1
（再掲）児童福祉司任用後研修受講者数	12	—
（再掲）児童福祉司sv研修・sv指導者受講者数	6	—
（再掲）児童心理司指導者受講者数	—	3

兼務含む

【表 子どもセンター（児童相談所部門）の児童福祉司及び児童心理司配置状況】

	児童福祉司			児童心理司		
	基準人数	配置人数	充足率	基準人数	配置人数	充足率
	A	B	C=B/A	D	E	F=E/D
令和4年4月1日	18人	19人	106%	9人	10人	111%
令和5年4月1日	18人	20人	111%	9人	11人	122%
令和6年4月1日	14人	23人	164%	7人	11人	157%

※D児童心理司基準人数=(A児童福祉司基準人数-里親担当児童福祉司(1人))÷2(1未満の人数は四捨五入)

2 子どもセンター（児童相談所部門）の今後の取組

- ▶ 児童相談所の組織体系、業務内容などについて、第三者評価を引き続き実施します。
- ▶ 子どもセンターに専門的な能力を有する適正な職員数を配置するとともに、子どもセンター内研修や児童福祉司任用後研修の充実を図ります。

3 整備すべき見込量等（定量的な整備目標等）

項目	現在の整備・取組状況等 【現況値】	資源の必要量 【目標値・推定値】	整備すべき見込量 (定量的な整備目標)				
			R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所部門への第三者 評価の実施	令和5年度	令和8年度、令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
	実施	おおむね3年に1回実施	0	1	0	0	1
児童福祉司、児童心理司の 配置数	令和6年4月1日時点	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
	児童福祉司 23人	国の定める基準以上	国の定める基準以上				
	児童心理司 11人	国の定める基準以上	国の定める基準以上				
児童福祉司スーパーバイザー の配置数	3人	国の定める基準以上	国の定める基準以上				
医師の配置数(常勤)	1人	1人	1	1	1	1	1
保健師の配置数	0人	1人	1	1	1	1	1
弁護士の配置数(常勤)	1人	1人	1	1	1	1	1
子ども家庭福祉行政に携わる 児童相談所部門の職員にお ける研修(児童福祉司任用後 研修)の受講者数	令和6年度	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
	4人	受講必須者全員	受講必須者全員				
専門職採用者数(割合)	令和6年度	令和11年度	R7	R8	R9	R10	R11
	65.1%	70%	67	68	69	70	70

(注) 専門職の範囲(児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、弁護士等)

4 評価のための指標

- 児童相談所部門への第三者評価の実施
- 児童福祉司、児童心理司の配置数
- 児童福祉司スーパーバイザーの配置数
- 医師の配置数(常勤)
- 保健師の配置数

- 弁護士の配置数（常勤）
- 子ども家庭福祉行政に携わる児童相談所部門の職員における研修（児童福祉司任用後研修）の受講者数
- 専門職採用者数（割合）

第13章 障害児入所施設における支援

1 障害児入所施設における現在の状況

(1) 障害児入所施設の在籍者数

奈良県内には、福祉型障害児入所施設が3ヵ所あり、うち市内には1ヵ所あります。市内の福祉型障害児入所施設1ヵ所、市外の福祉型障害児入所施設1ヵ所については、ユニット化がされています。

令和5年度末で、入所措置している児童は10人です。そのうち、ユニット化した福祉型障害児入所施設で生活している児童の数は9人で、市内の施設で8人、市外の施設で1人が生活しています。

なお、入所措置した児童のうち、医療型障害児入所施設で生活している障害児の数は1人です。

令和5年度末で、措置児童と契約による入所児童の人数は同数です。措置児童のうち、3割が入所して5年を超えています。

【表 障害児入所施設児童数】

	H21～H24入所	H25～H30入所	R1～R3入所	R4, R5入所	計
R4年度(措置)	2	3	4	2	11
R4年度(契約)	0	6	2	4	12
計	2	9	6	6	23
R5年度(措置)	1	2	3	4	10
R5年度(契約)	0	4	1	5	10
計	1	6	4	9	20

(注)各年度末の数値(市子ども支援課調べ)

(2) 障害児入所施設に在籍している児童のアンケート調査から

質問 あなたが施設や里親さんの家で生活して「よかった」と思うこと

回答 以下の3つの項目について、回答者6人中6人が「よかった」と回答しています。
「学校に行けたこと、学校に行く習慣ができた。」
「早寝、早起きなどの生活のリズムを整えることができる。」

「家族のことを考えたりや話したりできる。」

質問 施設や里親さんのお家で「嫌なこと」「変えてほしい」と思っていること
(複数回答可)

回答 「家族と会いたいときや話したいときに、会ったり話したりできない。」の比率が、
12.9% (回答者6人のうち4人、回答者比率66.7%) で一番高かったです。

【結果】

施設の生活で、通学も含め基本的な生活習慣を身につけることができたことに対して「よかった」と思っている割合が高いです。一方で、自由に家族に会ったり話したりできないという制約を感じています。

2 障害児入所施設における支援の今後の取組

市外にある1つの福祉型障害児入所施設においても、今後、ユニット化等によりケア単位の小規模化が行われる予定です。児童と保護者との交流に留意しつつ、児童の「良好な家庭的」な環境での養育を行っていきます。

【発行・編集（お問い合わせ先）】

〒630-8031 奈良県奈良市柏木町 263 番地の 2
奈良市子ども未来部子どもセンター子ども支援課

電話: 0742-93-6595

FAX: 0742-34-4817